

予算審査特別委員会

令和8年3月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎横田 敏文
齋藤 文夫
奥村 容子
中川 議長

○木澤 正男
伴 吉晴

溝部真紀子
宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	政策財政課長	中尾 歩美
住民生活部長	中原 潤	住民生活部次長	北 典子
福 祉 課 長	大塚 美季	同 課 長 補 佐	明石 将樹
同 係 長	市川 由真	同 係 長	羽根田久枝
国保医療課長	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	細川 友希
都市建設部長	上田 俊雄	建設農林課長	田口三十士
同 課 長 補 佐	田中 弘二	同 課 長 補 佐	平本 吉男
同 係 長	仲島 大貴	同 係 長	市川 晃大
同 係 長	田中 翔	都市創生課長	手塚 仁
同 課 長 補 佐	竹山 潔	同 係 長	菅田 修久
同 係 長	角井 亮祐	同 係 長	松尾 一樹
地域振興課長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	荒木 浩司
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 係 長	池田 恵充
会計管理者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
教委総務課長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	柳井孝一郎
同 課 長 補 佐	松本 暢之	同 係 長	石丸 浩嗣
生涯学習課長補佐	今田 善友	同 課 長 補 佐	岡田 光代
同 課 長 補 佐	竹内 里穂	同 係 長	宇治 靖介

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

6日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 中原住民生活部長。

住民生活
部長

おはようございます。

それでは、議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

住民生活
部長

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

それでは、特別会計予算書の35ページをお開きください。

予算総則を朗読いたします。

（ 予算総則朗読 ）

住民生活
部長

それでは、予算に関する説明書により、予算の内容をご説明いたします。

予算書の41ページと42ページをお願いします。

はじめに、歳入予算です。

第1款 保険料では、第1項 介護保険料、第1目 第1号被保険者保険料で、新年度は、5億2,671万1千円を見積もっています。前年度と比較して、851万2千円の増となっています。

65歳以上の第1号被保険者に係る保険料となっており、現年度保険料については、特別徴収分を92.5%、普通徴収分を7.5%として見積もっています。

次に、第2款 使用料及び手数料では、第1項 手数料、第1目 督促手数料で、前年度と同額の3万円を見積もっています。

次に、41ページから44ページにかけての第3款 国庫支出金です。

第1項 国庫負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は、4億7,374万9千円を見積もっています。前年度と比較して、2,001万8千円の増となっています。

43ページと44ページをお願いします。

第2項 国庫補助金では、新年度は1億7,031万4千円を見積もっています。前年度と比較して155万2千円の増となっています。

第1目 調整交付金で1億1,360万円を、第2目 総合事業調整交付金で400万1千円を、第3目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で2,454万9千円を、第4目 地域支援事業交付金の総合事業分で1,852万1千円を、第5目 保険者機能強化推進交付金で141万3千円を、第6目 介護保険保険者努力支援交付金で377万5千円を、第7目 介護保険事業費補助金で、445万5千円を、それぞれ見積もりました。

次に、45ページと46ページの第4款 支払基金交付金です。

第1項 支払基金交付金で、新年度は7億3,500万2千円を見積もっています。前年度と比較して3,076万3千円の増となっています。

40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、第1目 介護給付費交付金で7億999万9千円を、第2目 地域支援事業交付金で2,500万3千円を、それぞれ見積もりました。

次に、第5款 県支出金です。

第1項 県負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は、3億8,087万9千円を見積もっています。前年度と比較して1,563万2千円の増となっています。第2項 県補助金では、新年度は2,385万円を計上しています。前年度と比較して、91万4千円の増となっています。第1目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で1,227万4千円を、第2目 地域支援事業交付金の総合事業分で1,157万6千円を、それぞれ見積もりました。

次に、47ページと48ページの第6款 財産収入です。

新年度は、96万1千円を見積もっています。前年度と比較して72万2千

円の増となっています。

次に、第7款 寄附金です。

新年度は、前年度と同額の1千円を計上しています。

次に、47ページから50ページにかけての第8款 繰入金です。

第1項 一般会計繰入金では、新年度は4億7,354万3千円を見積もりました。前年度と比較して1,836万9千円の増となっています。

第1目 介護給付費繰入金で、3億2,870万4千円を、第2目 地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分で1,266万1千円を、第3目 地域支援事業費繰入金の総合事業分で3,158万2千円を、第4目 地域支援事業費繰入金の高齢者保健事業と介護予防の一体的事業分で1,111万9千円を、49ページと50ページに移りまして、第5目 その他一般会計繰入金で6,815万7千円を、第6目 低所得者保険料軽減繰入金で2,132万円を、それぞれ繰入します。第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で1億800万円を見積もっています。

次に、第9款 繰越金です。

新年度は、前年度と同額の100万円を見積もっています。令和7年度に還付、償還できない保険料について、新年度に繰り越すものです。

次に、49ページから52ページにかけての第10款 諸収入です。

第1項 延滞金加算金及び割引料では、新年度は、前年度と同額の1万2千円を見積もっています。第1目 過料で、1千円を、第2目 第1号被保険者延滞金で1万円を、51ページに移りまして、第3目 第1号被保険者加算金で1千円を、それぞれ見積りました。

第2項 雑入では、新年度は124万8千円を見積もっています。前年度と比較して41万8千円の増となっています。第1目 滞納処分費、第2目 弁償金、第3目 違約金及び延納利息、第4目 第三者納付金、第5目 返納金で、それぞれ1千円を、第6目 納付金で4万9千円を、第7目 雑入で119万4千円を、それぞれ見積もりました。

53ページから54ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算を説明します。

はじめに、第1款 総務費です。第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は4,733万3千円を計上しています。前年度と比較して8

93万3千円の増となっています。

住民生活部が所管する主な予算の内容は、介護保険事務に関わる職員の人件費ほか、介護保険システム改修に費用などとなっています。

次に、第2項 徴収費では、第1目 賦課徴収費で、新年度は161万7千円を計上しています。前年度と比較して20万1千円の減となっています。

介護保険料の決定通知や納付書等の送付などに要する費用などとなっています。

55ページから56ページをお願いいたします。

第3項 介護認定審査会費では、新年度は2,316万7千円を計上しています。前年度と比較して84万2千円の増となっています。

次に、第4項 趣旨普及費では、新年度は、前年度と同額の22万2千円を計上しています。

次に、第5項 介護保険運営協議会費では、新年度は20万円を計上しています。

57ページから58ページをお願いします。

第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、新年度は12万円を計上しています。

次に、57ページから62ページにかけての第2款 介護給付費です。

第1項 介護サービス等諸費では、新年度は23億8,510万6千円を計上しています。前年度と比較して8,616万6千円の増となっています。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費では、新年度は1億1,913万1千円を計上しています。前年度と比較して485万1千円の増となっています。

59ページから60ページをお願いします。

第3項 その他諸費では、第1目 審査支払手数料で、新年度は358万4千円を計上しています。前年度と比較して32万1千円の増となっています。

次に、第4項 高額サービス等費では、新年度は7,210万6千円を計上しています。前年度と比較して1,166万円の増となっています。

医療保険制度と同様に、自己負担額が、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するものです。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、新年度は1,207万5千

円を計上しています。前年度と比較して357万2千円の増となっています。

介護保険と医療保険の両方の自己負担額を年間で合算した額が、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するものです。

次に、第6項 特定入所者介護サービス等費では、新年度は3,762万3千円を計上しています。前年度と比較して312万1千円の増となっています。施設に入所等されている低所得者の方の居住費と食費について、一定額を超えた費用について補足給付するものです。

61ページから62ページをお願いいたします。

第7項 特別給付費では、新年度は93万2千円を計上しています。前年度と比較して、8万9千円の減となっています。

要支援・要介護者に対し、町独自で定める保険給付として実施するものです。

続きまして、第3款 基金積立金です。

第1項 基金積立金では、第1目 介護保険給付費準備基金積立金で、介護保険給付費準備基金から生じる利子積立として、新年度は96万1千円を計上しています。前年度と比較して72万2千円の増となっています。

続きまして、61ページから70ページにかけての第4款 地域支援事業費です。

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費では、第1目 介護予防・生活支援サービス事業費で、新年度は9,014万8千円を計上しています。前年度と比較して550万8千円の増となっています。

第2目 介護予防ケアマネジメント費では、新年度は1,153万1千円を計上しています。前年度と比較して89万8千円の減となっています。

63ページから64ページをお願いします。

第3目 その他諸費で、新年度は42万3千円を計上しています。前年度と比較して7千円の増となっています。

次に、第2項 一般介護予防事業費では、新年度は1,366万3千円を計上しています。前年度と比較して33万円の増となっています。

次に、63ページから70ページにかけての第3項 包括的支援事業・任意事業費です。

第1目 包括的支援事業費では、新年度は4,731万1千円を計上しています。前年度と比較して、56万2千円の増となっています。

包括支援センター職員の人件費などに要する費用となっています。

65ページから68ページにかけてお願いいたします。

第2目 任意事業費では、新年度は1,140万円を計上しています。前年度と比較して、35万円の増となっています。

配食サービス事業や緊急通報システム設置事業、介護用品支給事業などに要する費用となっています。

67ページから68ページをお願いします。

第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、新年度は25万1千円を計上しています。前年度と比較して3万8千円の増となっています。

在宅医療と介護の連携に関する研修会、生駒郡地域ケア会議の開催等に要する費用となっています。

67ページから70ページにかけてをお願いします。

第4目 認知症総合支援事業費では、新年度は55万6千円を計上しています。前年度と比較して11万4千円の増となっています。

69ページから70ページをお願いいたします。

第5目 総合相談事業費では、新年度は2万7千円を計上しています。前年度と比較して7千円の増となっています。

高齢者の総合的な相談事業に要する費用となっています。

次に、第6目 権利擁護事業費では、新年度は508万6千円を計上しています。前年度と比較して24万4千円の増となっています。

地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する業務を主に行う会計年度任用職員の人件費などに要する費用となっています。

次に、第7目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、新年度は81万2千円を計上しています。前年度と比較して、1万7千円の減となっています。

地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議や介護支援専門員研修に要する費用となっています。

次に、第8目 生活支援体制整備事業費では、新年度は791万3千円を計上しています。前年度と比較して40万3千円の減となっています。

生活支援コーディネーターの配置業務及び社会資源把握支援サービスに要する費用となっています。

71ページから72ページをお願いします。

第5款 諸支出金です。

第1項 償還金及び還付加算金で、新年度は、第1目 第1号被保険者保険料還付金で100万円を、第2目 償還金、第3目 第1号被保険者還付加算金で、それぞれ1千円を計上しています。

最後に、第6款 予備費です。新年度は、100万円を計上しています。

以上で、保険事業勘定の説明といたします。

続きまして、介護サービス事業勘定です。

84ページと85ページをお願いします。

はじめに、歳入予算です。第1款 サービス収入では、第1項 予防給付費収入、第1目 介護予防サービス計画費収入で、新年度は1,567万4千円を見積もっています。前年度と比較して60万8千円の増となっています。

地域包括支援センターなどで作成する、介護予防サービス計画に対する収入となっています。

次に、第2款 繰越金では260万円を計上しています。前年度と比較して50万円の減となっています。

次に、第3款 諸収入です。第1項 雑入では、新年度は、第1目 納付金で2万5千円を、第2目 雑入で1千円を、それぞれ見積もりました。

86ページから87ページをお願いします。

続きまして、歳出予算を説明します。

第1款 総務費です。第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は53万4千円を計上しています。前年度と比較して37万4千円の減となっています。介護予防サービス計画を作成するための事務費となっています。

次に、第2款 サービス事業費です。第1項 居宅サービス事業費では、第1目 居宅介護予防サービス事業費で、新年度は1,766万6千円を計上しています。前年度と比較して47万4千円の増となっています。

会計年度任用職員の報酬及び介護予防サービス計画策定業務の委託料などに要する費用となっています。

最後に、第3款 予備費では、新年度は、前年度と同額の10万円を計上しています。以上、説明いたします。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計予算について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 68ページの12番、12節委託料の二つ目、緊急通報サービス受信管理業務委託料でありますけども、これは今、利用されてるのは何人ぐらいか教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 こちらの緊急通報装置の利用者数ですけれども、随時、増減がありますので、各年度11月末現在の数値で申し上げますと、令和4年度であれば189人、令和5年度で192人、令和6年度で186人、令和7年度で170人となっております。

各月の利用者数を積算した利用総件数につきましては、令和4年度が2,032件、令和5年度が2,077件、令和6年度が2,037件という形になっております。

齋藤委員 ありがとうございます。私もこの緊急通報サービスの電話がかかってきたことがあるんですけども、たまに「見に行ってください」とかありまして、たまに見に行ったりするんですけども、そういう方が何人かいらっしゃると思うんですけども、何か事故とかですね、例えばそれでもって救われたとかですね、そのような事例というのはありますでしょうか。

福祉課長 はい、ございます。

齋藤委員 どのくらいの頻度というか、年間で何件ぐらいあるものですか。

委員長 回答できますか。 大塚福祉課長。

福祉課長 すみません、ただいま数値を持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい、ではお願いします。
ほかにございますか。 木澤委員。

木澤委員 予算書の58ページの介護給付費のところなんですけども、前年に比べて増えているんですけど、その第9期の計画から見て、この給付費の伸びの状況等というのはどう見たらいいでしょうか。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 給付費の状況なんですけれども、令和7年度まだ期の途中という形になりまして、令和8年1月審査分までの10か月分の執行率で申しますと、87.35%となりまして、計画を約4%上回っているような状況になっております。

木澤委員 そうすると、第9期の計画自体で言うと、当初の計画よりも全体として給付が伸びているというふうに見ていいですか。

福祉課長 そうですね、第9期計画の初年度であります令和6年度の給付費でありますと、計画値に対する執行率が101.74%という形で、少し伸びるといいますか、計画を上回っているような状況で、令和7年度の10か月の数値で申しましても4%少し上回っているという形になるので、給付費が増額しているというような状況になっております。

木澤委員 それは要因としてはどういうところなんでしょうか。

福祉課長 まず後期高齢者の方が増えておりますので、要支援・要介護というような認

定者数が増えてきておるといふようなもの。

また、介護報酬のほうも上がっておるといふような状況もありまして、増えておると考えております。

木澤委員 あとちょっと部長のほうに聞きたいんですけど、前回の第8期のときに介護予防にだいふ、力を入れて、途中、給付の抑制なんかできて基金の積立てが結構、今年度でもできたと思うんですけど、今回、介護予防に同じように力を入れて取り組んでいただいといますけど、第9期のところで効果的なものといふのはどういふふうに見たらいいんでしょうか。

委員長 中原住民生活部長。

住民生活部長 第9期における介護予防の事業の関係ですけれども、第9期に入りまして、基本的には8期、今までの介護予防事業を踏襲する形でさらにそれを多くの方に取り組んでもらいたい。特に7期、8期につきましては通所型といひますか、プラザに来ていただいてとか、どこかに来ていただいてという形を中心に取り組んできたんですけども、介護予防と一体的実施等、始まりまして地域にもどんどん出向いて、交流館でありますとかいろいろな地域に出向いてその今、地域づくり、居場所づくりといふのを補助金等も出しながら、集めるだけではなくて、よりやはり皆さん後期高齢者になってきますので出にくくなりますので、身近なところで介護予防ができる取組みを今、9期は進めているところが今までと少し違ふところですよ。

やっっている内容的には基本的には同じ内容を進めております。

ただ、そういった予防事業を進めておりますけれど、今、課長も申しましたとおり2025年、昨年度、団塊の世代の方が75歳を迎えられて、75歳になってすぐに要介護者になるというわけではないですけども、後期高齢者になると要介護認定率といふのが非常に全国的に高い割合になってきます。

斑鳩町におきましても、やはりその後期高齢者の方の認定率といふのが高くなつてきますので、その分、当然、予防事業といふのはやっっているわけですけども、やはりそちらのほうの後期の方の給付費等が増加しておりますので、特に分析をしておりますと施設、特に老健のほうですよ、増加があります。老

健はそこでずっと入所するわけではないですけれども、やはり病気をされて病気の後、在宅に戻るまでにリハビリ等で必要なサービスですけれども、やはりそこが非常に伸びてきているので、ご病気とかされて戻ってくるに関して介護の費用が多くかかってくるのかなという分析をしております。

本年度、令和8年度につきましては第10期に向けて計画をつくっていくわけですけれども、何とか今、給付も101%、104%、まだ基金も少しは余剰で残しておきました分がございまして、その範囲内という形は今のところの推移では思っておりますけれども、今後まだまだ人件費等も処遇改善等もありますので、介護報酬も上がってくる可能性もありますし、給付等も伸びていく可能性がありますので、その辺の状況を見ながら、当然、予防事業もどうしていったらいいかというものを考えながら進めていけたらと思っております。

委員長 ほかにございますか。 伴委員。

伴委員 予算関係参考資料のまず15ページなんですが、下の段の高額医療合算サービス諸費、これが令和8年度、約1.5倍になってるんですが、この要因について、件数も増えておりますし、ちょっとこの辺りを教えてください。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 こちらの高額医療合算介護サービス諸費につきましては、介護保険と医療保険の両方の分の合算で計算するものになっていまして、後期高齢者の人数も増えておりますので、要支援・要介護認定者の方も増えておりまして、医療件数も増加しておるといふふうに考えております。

こちらのほうにつきましては、こちらの予算参考資料に書かせていただいております令和7年の数値こちらのほうが予算額になっておりまして、現在、補正等させていただいて増えておりまして1,100万円程度に増やさせていただいております、そこからまた伸びの分を計算をしておるといったような状況になっております。

加えましてこちらのほうなんですけれども、前年度1年分というような形で

例えば令和6年8月から令和7年7月分が令和8年に請求されるという形になってまいりまして、令和6年度の介護報酬の改定の分が令和8年度のほうに乗ってくるというふうに見込んでおりまして、その分も含めて少し伸びておるような状況になっています。

伴委員

説明を聞いてわかりました。そのタイムラグであったり、予算と決算のその辺の数字の絡みがあるということで、こういうような表記になっているということがわかりました。

その前のページの14ページですが、続けて質問させていただきます。

上の部分で第一号被保険者、やはり人数がどんどん推移して伸びてるんですが、先ほど部長がおっしゃったように介護から支援にようなられるという表現は、あれですけど、元介護だったと。それが支援にられるというようなケースはどれぐらいあるんでしょうか。

委員長

中原住民生活部長。

住民生活
部長

要介護から要支援というところですけども、ないことはないんですけども、あるケースというのは、病気をされて、その後、先ほど申しましたようないろいろなりハビリ等されて改善される可能性がある場合があります。そういった場合は軽度になる方もいらっしゃるんですけども、基本的に通常の生活においてやはり介護が必要な方というのは、なかなか要支援のほうにというのは正直、難しいので、介護予防事業といいますのは地域支援事業というのは、要支援の方までなんです。要介護の方は基本的にはありませんので、要支援の状況までになんとか予防事業をして改善に向かう、また要支援もなくなる、そこは支援の部分は体の状況的にまだ改善の可能性が高い方。

やはり要介護になってしまいますと、特に要支援2と要介護1の大きな違いは認知症があるかないかなんです。

やはり認知症というのはなかなか治りにくい。その上に、やはり年齢的なことも重なってやはり身体的にも衰えていくのが普通なので、それをキープするのがやはり一生懸命なこの段階になってきますので、一般的には要介護に一度なると要支援にいく過程というのは、そういったリハビリ等がまだ可能性があ

る方を除きましてはなかなか正直、難しい状態です。

伴委員 今の説明はよく分かります。結局、予防といいますか、体操教室であったりいろいろ開催していただいて、なんとか要支援の方が介護にならないように、また要支援でなくそれが外れるような形で事業されているということはわかりました。

実際、町としては今のこの推移、基本的に右肩上がりの状況なんですけど、これは年齢の人口のこのピラミッドみたいなものがありますわね。ちょうど人口層の多いところが今、来てると思うんですが、この辺りでいつも僕これについて質問するんですけど、今後の見通し、この近々でいいですから、9年、10年、11年、令和が続けばそんな形のところでどう考えておられるかをお聞きしたいと、お尋ねします。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 要介護認定等の見込みの話なんですけども、今現在、後期高齢者の方がマックスになっておりますので、ここしばらくは急激に減っていくというような形は特には想定できないのかなというところで、これから後期高齢者になった方が、先ほど申しましたとおり、やはり介護認定とられる割合が高くなってきますので後期高齢者になりますと、ちょっと増えていくような状況にはなっていくのかなというふうに考えております。

伴委員 結構です。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

中川議長 41ページに督促手数料の予算があるんですけど、年間延べで1人の方に何回か送るパターンもあると思いますが、年間で延べで何件ぐらい督促されるのか、教えてもらえますか。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 すみません、延べではちょっと今、数値を持ち合わせておりませんので、件数でよろしいでしょうか。

委員長 後ほどにしましょうか。大丈夫ですか。

福祉課長 すみません、後ほどご報告させていただきます。

中川議長 1件、1回当たりどれぐらいの費用かかるんですか。

福祉課長 督促手数料1件100円という形になっております。

委員長 それでは、これをもって、介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 中原住民生活部長。

住民生活 部長 それでは、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民生活 部長 失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

それでは、令和8年度斑鳩町特別会計予算書の89ページをお願いいたします。

予算総則を朗読します。

(予算総則朗読)

住民生活
部長

それでは、予算に関する説明書により、予算の内容をご説明いたします。
予算書の95ページと96ページをお願いします。
はじめに、歳入予算です。

第1款 後期高齢者医療保険料では、第1項 後期高齢者医療保険料で、新年度は、5億8,415万4千円を見積もっています。前年度と比較して3,958万7千円、7.3%の増となっています。

第1目 特別徴収保険料で3億1,262万円を、第2目 普通徴収保険料で2億7,153万4千円を、それぞれ見積もりました。

後期高齢者医療保険料の総額は、広域連合の見積りによる額であり、おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されています。

次に、第2款 使用料及び手数料では、第1項 手数料、第1目 督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として、新年度は、前年度と同額の2万8千円を見積もっています。

次に、第3款 寄附金では、寄附金があった場合の受け入れとして、前年度と同額の1千円としています。

次に、第4款 繰入金では、第1項 他会計繰入金 第1目 一般会計繰入金で、新年度は1億3,884万7千円を見積もっています。前年度と比較して1,591万3千円、12.9%の増となっています。

一般会計からの繰入金として、保険料の徴収や資格確認書の交付など、町が取り扱う事務費繰入金666万5千円を、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金などの後期高齢者医療広域連合納付金繰入金1億3,218万2千円を、それぞれ見積もりました。

次に、97ページと98ページをお願いします。

第5款 繰越金では、新年度は、前年度と同額の1千円としています。

次に、第6款 諸収入です。

第1項 延滞金、加算金及び過料では、新年度は、前年度と同額の1万7千円を見積もっています。第1目 延滞金で1万6千円、第2目 過料で1千円としています。

第2項 償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、新年度は、155万円を見積もっています。

第1目 保険料還付金で150万円を、第2目 還付加算金で5万円を、それぞれ見積もりました。

第3項 雑入では、新年度は、前年度と同額の2千円を見積もっています。

第1目 滞納処分費、第2目 雑入で、それぞれ1千円としています。

99ページから100ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算を説明します。

はじめに、第1款 総務費です。

第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は297万2千円を計上しています。前年度と比較して4万2千円の減となっています。

被保険者の資格管理に要する事務の費用となっています。

次に、第2項 徴収費では、新年度は342万6千円を計上しています。前年度と比較して118万1千円の減となっています。

減額となった主な要因は、子ども子育て支援法の改正により創設される子ども支援金への対応に伴うシステム改修業務が完了したためです。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金では、新年度は7億1,635万2千円を計上しています。前年度と比較して5,672万3千円、8.6%の増となっています。

一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務費負担金2,626万9千円を、被保険者から納付される保険料相当額5億8,417万円を、保険基盤安定負担金1億591万3千円を広域連合に納付いたします。

101ページから102ページをお願いします。

第3款 諸支出金では、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金で155万円を計上しています。

最後に、第4款 予備費では、新年度は、前年度と同額の30万円を計上しています。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計予算について、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 今回、令和8年度、9年度で保険料率の改定が行われると思うんですけど、もともと幾ら何%であったものがどのように変わるのか、教えていただけますか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 令和8年度、9年度の保険料改定といたしまして、これまで所得割が10.55%でありましたものが、子ども分が創設されまして医療分が10.63%、子ども分で0.25%となっております。

均等割につきましては令和6年度、7年度では5万1,500円でありましたものが、令和8年度、9年度では医療分が5万7,100円、子ども分が1,400円というふうになっております。

木澤委員 結局、全体で1人当たり年間で幾らの値上げになるんでしょうか。

国保医療課長 令和6年度、7年度分については1人当たり保険料として9万2,900円程度でございましたが、令和8年度、9年度の保険料で1人当たりに換算しますと10万6千円程度になっております。

木澤委員 あとですね、令和6年度、7年度の改定の際に、出産育児一時金のためにこちらの保険料1人当たり629円上乗せされてたと思うんですけど、今回はこういうふうに法改正があって、子ども支援金という制度ができましたけど、このときは法改正があってそういうふうにされたのか、前回ちょっとそれを聞いてなかったんですけど、前はどういうふうなあれでこの出産育児一時金のための費用をここに求めたということになるんでしょうか。

国保医療課長 前回の産前産後の分につきましては、かかってくる後期高齢者の負担分として全体として幾らかかるかということを見込む中で、失礼しました。

出産育児一時金の分ですね。その費用を広域連合のほうで見込む中で費用としてあげる中で想定されていたという状況です。

木澤委員 当時、でも法改正なんかはされてなかったんですよね。それでも、そんな負担を求めるといことは制度的にできるもんなんですか。

国保も後期高齢もあと社保とかも全部、令和8年度から子ども子育て支援金という形で法改正されて施行されてますけど、その2年前に出産育児一時金の費用として負担を求めるといようなことが実際にやられてますけど、それはなんで可能だったのかといふうに思うんですけども。

委員長 回答できますか。休憩します。

(午前9時50分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長 では再開します。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 先ほど木澤委員がおっしゃっておられました出産育児への支援ということですが、これは医療保険全てにおいてもう既に令和6年度から始まっておりまして、後期高齢者についても一部を支援する仕組みがもう取り入れられる中での給付を見込むという形にはなっております。

木澤委員 全ての健康保険に導入されたといのは改めて知りましたが、ではそれまでに当然、法改正が行われてたといふことで理解してよろしいのでしょうか。

国保医療課長 おっしゃるとおりです。

木澤委員 あとですね、後期高齢者医療制度の中で、マイナ保険証を保有されてる方の率を教えてください。

国保医療課長 令和7年12月末現在の状況でございますが、被保険者が5,476人中4,218人で77%になっております。

木澤委員 あと予算書の96ページのところの普通徴収保険料の滞納のところですね、滞納が増えてるんですけども、これはどういうふうに見たらいいでしょうか。

国保医療課長 昨年、令和6年度で若干、お一人の方が保険料の高額の滞納がございました。ただいま分納で納付をされておる状況でございます。そういった関係で繰越分が少し予算的に増えている状況です。

木澤委員 普通徴収の方自体がアップ、人数が増えているという状況があるんでしょうか。所得によって年金から天引きになる方と、自分で納めはる方というはと思うんですけど。

国保医療課長 おっしゃっておられるとおり普通徴収の方が増えている状況です。

木澤委員 あと予算の資料として請求させていただきました資料2ですね。こちらにつきましては、どの世帯でも所得の低い人の負担の増減率がすごい大きくて、所得が高くなるにつれて負担率が低くなると。一律数字を当てはめるとこういうことになるんですけど。この7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがここからかかってくるということでしょうかね。このままの金額がそのまま支払う金額ということになるんでしょうか。

国保医療課長 今この表でお示ししております改正案、年税額というのがいわゆるこの一番左側の所得金額に応じた保険料の表示という形になっています。すみません、7割、5割、2割は軽減をした額でございます。

木澤委員 また討論させていただきますけど、やはり前回もそうなんですけども、子ども子育てとか出産育児に係る分につきまして、一律、後期高齢者に対して負担を求めていくということが果たしてふさわしいのかどうかという点で言うと、私は問題があるというふうに考えていることだけ意見として申しあげておきます。

委員長 ほかございますか。 大塚福祉課長。

福祉課長 先ほど、ご質問いただきました緊急通報装置の件数及び督促状の発行件数について、ご報告をさせていただきます。

緊急通報装置の通報の件数なんですけれども、緊急時に押されたものというのが令和6年度で13件ありまして、そのうち10件救急搬送を行っております。

また健康相談等の相談ということで使われた方が240件、うっかり押してしまった誤報が103件となっております。

令和7年度におきましては、1月までの数値になりますけれども、緊急時に押された正報が6件、うち救急搬送を行いましたものが4件、相談で202件、うっかり押してしまった誤報で39件となっております。

続きまして、議長からご質問ありました滞納の件数ですけれども、令和4年度で督促状の発行件数が408件、令和5年度で392件、令和6年度で314件、督促状を発行しております。

委員長 中川議長。

中川議長 先ほどお聞きしたのやったら1件100円やったら予算の3万円以上超えてると思うんだけど、なぜ予算そのまま3万円の予算なんやろ。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 実績として発行したのはこの件数になっておりますけれども、どの程度の滞納というところ、確定というのはなかなか難しいもので、また督促を出した方が全て納付をいただいている状況でもないというところになりまして3万円という形で計上しております。

中川議長 いや、送付する手数料が1件につき100円で400人おったら4万円という計算なるのかな。だから予算としたら5万円ぐらいの予算を取っとかんなんと足らへんの違うんですかということ言うてるねんけど。

福祉課長 こちらの督促手数料なんですけれども、督促状を出しまして、その納付をいただいたときに督促の手数料として保険料プラス100円お支払いいただくものになりまして、送ったときにもう私どもがお支払いをしてるわけではなくて、納付していただく数という形になっております。

中川議長 だから私さっき聞いた手数料は送る手数料。送るのに何ぼ払ってるのかを聞きたかった。

福祉課長 こちらのほうなんですけれども封書で送っておりますので、今現在、定形の封筒のサイズは110円かかっておるところになります。

中川議長 ここに載ってる3万円というのはもらう手数料ですか。
もらう手数料で、送る費用が110円で400円の4万何ぼ要るけど、それはどこを見たらええのやろ。

福祉課長 歳出のほうで役務費の通信運搬費の中で組んでおります。

委員長 齋藤委員、先ほどの回答でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 では、これをもって、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結します。

以上で、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、10時20分まで休憩をいたします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長 再開します。

それでは、都市建設部に係る予算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管する各科目の予算について、ご説明します。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、「令和8年度斑鳩町一般会計予算書」の56ページをお願いいたします。

はじめに、56ページと57ページの第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、第12節 委託料で、下から7つ目のコミュニティバス実証運行業務委託料2, 868万9千円を計上いたしております。

引き続き、本町の住環境に適したコミュニティバスの実証運行を行っていきます。

第18節 負担金補助及び交付金では、下から5つ目の地域公共交通会議負担200万円を計上しています。

現運行計画が令和8年度で終了することから、次期運行計画の策定に向けて、コミュニティバスの利用状況の分析・検証や今後の運行形態の検討を行います。

次に、62ページから65ページにかけての第8目 交通安全対策費でございます。

引き続き、高齢者による事故の抑制を目的とした高齢者運転免許自主返納支援事業を実施するとともに、各交通安全施設の新設及び補修を適切に行ってまいります。

以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費についての質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、第5款 農林水産業費のうち、都市建設部が所管する各科目の予算について、ご説明申し上げます。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の112ページをお願いいたします。

はじめに、第1項 農業費です。

112ページから113ページの第1目 農業委員会費では、新年度は920万5千円を計上しています。前年度と比較して25万6千円、2.9%の増となっています。

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進に向けた取組みを行います。

農業委員14名と農地利用最適化推進委員4名の報酬及び、遊休農地解消を図るための遊休農地の実態調査及び遊休農地の再生と活用を図るための試験展示圃の設置費用を計上しています。

次に、第2目 農業総務費では、主に職員の人件費として、新年度は2,887万8千円を計上しています。前年度と比較して204万4千円、6.6%の減となっています。

次に、114ページから115ページの第3目 農業振興費では、新年度は、各種の農業関係団体への助成及び負担金として、前年度と同額の180万8千円を計上しています。

第4目 土地改良事業費では、新年度は3,198万円を計上しています。前年度と比較して4,126万5千円の減となっています。

減額となった主な要因は、前年度に竜田川に設置されている三室井堰の改修が完了したことによるものです。

新年度は、防災重点ため池の現状を把握するため、耐震性調査及び豪雨耐性調査を実施します。

次に、114ページから117ページをお願いいたします。第5目 生産調整推進対策費では、新年度は208万2千円を計上しています。前年度と比較して1万3千円、0.6%の減となっています。

食糧自給率の向上のため、麦、大豆、飼料米、米粉等の作物を生産し出荷を行った農業者に対し、転作推進助成金を交付します。

次に、116ページから117ページの第6目 有害鳥獣駆除対策事業費では、新年度は88万7千円を計上しています。前年度と比較して6万3千円、6.6%の減となっています。

農作物にかかるイノシシ等被害防止対策事業として実施される電気柵等の設置に対する補助金の交付を行いながら、猟友会と連携し、イノシシなどの有害鳥獣の駆除に努めます。

次に、第7目 地域農政推進対策事業費では、新年度は22万円を計上しています。農業次世代人材投資事業補助金に該当する予定者が無いことから、前年度と比較して80万円の減となっています。

次に、第8目 環境保全活動等支援事業費では、新年度は938万3千円を計上しています。前年度と比較して82万7千円、8.1%の減となっています。

国の直接支払交付金事業として、地域ぐるみで農地や農業用施設などを守る共同活動に対して、岡本地区など7地区を支援しています。また、環境保全型農業を実施している稲葉車瀬地区の梨部会に対して、引き続き支援します。

続きまして、第2項 林業費です。

第1目 林業振興費では、新年度は795万5千円を計上しています。前年度と比較して203万6千円の増となっています。

森林環境譲与税を活用し、人口林を対象とした整備計画の作成を進めるとともに、新年度は、特に危険木の伐採の本数を増やすなどして、適切な森林整備に努めます。

また、市町村が行う森林整備にかかる費用の財源として、森林環境保全基金積立金として350万2千円を計上しています。

118ページから119ページをお願いします。

第2目 地域で育む里山づくり事業費では、新年度は99万2千円を計上しています。前年度と比較して17万3千円、21.1%の増となっています。

2つのボランティア団体により森林の草刈りや不用木除去等に対する活動を支援し、里山林の景観と機能回復に努めます。以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 すみません、教えてもらいたいんですけども117ページの7番、報奨費7千円とありますけども、有害鳥獣捕獲謝金とありますが、これはイノシシ1頭幾らくらいで謝金が出るんですか。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林 伊ノシシ成獣1頭7千円の金額を計上しております。

課長

齋藤委員 ということは、予算7千円ということは1頭しか捕獲の予算を取ってないんですか。

委員長 今の質問、もう一遍、言っていただけますか。

齋藤委員 7千円ということは、1頭分の予算しか取ってないということで、それで十分なんでしょうか。

建設農林 こちらのにつきましては国のほうから補助金がありまして、1頭7千円国のほうから補助金があります。それにあふれますと言いますか、オーバーする分につきまして町のほうで1頭分、計上しているということでございます。

課長 すみません、国の補助金につきましては15頭を想定。

申し訳ございません。成獣が20頭で幼獣が15頭、国のほうの補助金を予定しておりまして、それにあふれる分として1頭、町のほうで成獣1頭7千円の計上をしているところでございます。

齋藤委員 ということは、予算書に出てこないということは、直接、国に請求してるといことなんでしょうか。

建設農林課長 斑鳩町有害鳥獣駆除被害防止対策協議会がございまして、そちらのほうから支払われることとなっております。

齋藤委員 わかりました、ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

中川議長 112ページの農業総務費で、204万4千円減なってますが、これは職員さんが1名減になるのかな、なぜ減になるんやろ。安い人ばかりやはるの。職員の給料という説明やってんけど。

委員長 回答できますか。 暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時34分 再開)

委員長 再開します。 田口建設農林課長。

建設農林課長 7年度予算と比べまして、前年度は1人の職員の半分を土木費のほうから支出しておりましたが、令和8年度からは全ての金額を土木費のほうに計上しておりますものから200万円減っているということでございます。

中川議長 土木費のほうから半分払ってましたが土木部のほうへ全部と言うと、おかしい、話が合わへんやん。

建設農林課長 訂正させていただきます、すみません。土木費のほうに半分計上していたものを。ごめんなさい、半分、農業費のほうでお支払いしていたものを、全て土木費の半分を土木費のほうで支払うこととなったためでございます。

もともと半分、半分していたものを。

中川議長 全額土木費で支払いますって言うてくれたら。

建設農林課長 はい、すみません。全額土木費のほうで支払うこととなったための減でございます。

中川議長 それと116ページの環境保全活動等支援事業938万3千円で、梨部会とどこやったかな、何団体これ、払わはんねやろ。

建設農林課長 7団体でございます。稲葉車瀬地区、それからゆうゆうの里岡本地区、高安地域保全地区と斑鳩溜池保全会、新家地域資源保存会、目安地域資源保存会、幸前地域資源保存会の7団体でございます。

中川議長 法隆寺というのかな、向こうのほうでコスモスとか植えてくれてはりますけど、あそこらも入ってあんねんな。入ってないのかな。

建設農林課長 岡本地区のほうで入っております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 予算書の115ページの土地改良事業費の工事請負費の中に井堰の改修工事というのが入ってるんですけど、これはどの井堰でどんな改修をされるんですか。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林課長 井堰につきましては、幸前地区にあります秋葉川に設置されておる井堰でございます。経年変化により、ゲート部等漏水していることから、機能回復を図るための改修を実施するものでございます。

木澤委員 わかりました。

続いて、生産調整費の関係のところなんですけど、この間、米不足とその米の価格が高騰するというところで、なかなか国民的に米を手に入れるのが難しい

という中で、国のほうが一時は米を増産するという方針を出したんですけど、その後またその意見が変わったりして、なかなか国がどっちを向いていってるのかわからないんですけど、現時点で国のほうの米に対する増産するとかそういう方針というのは確認できるんでしょうかね。

建設農林
課長 今後の米政策についてでございますけれども、令和9年度に米政策の大きな展開期を迎えると聞いておりますが、現時点ではその詳細は示されておらないところでございます。

木澤委員 大きくは国の施政に関わってくるものなんですけど、町のほうとしてもやはり増産の方向に切り替えていってほしいなど、切り替えるってというか、もともとが別にそうじゃなかったというわけでもないんですけども、地元の農家をやはり支援していただいて、ちょっとでも米をつくっていけるような形で進めていっていただきたいと思います。国の動向を注視していただきますよう、お願いしておきます。

それとですね。同じく117ページのところの林業振興費ですね、先ほど部長からも危険木の伐採ということで説明はあったんですけど、これもともと森林環境保全基金の繰り入れなんかも行ってやってきましたけど、今年度、繰り入れの金額100%ということでちょっと私の記憶違いかもしれませんが、今まで以上に取り崩してこっちに充ててるのかなというふうに思うんですけども。

もともと民間のほうの山林の管理計画をつくって行って、プロの指導も受けながら町のほうでも管理していけるようにするといっただけで計画もつくってきかれてはったと思うんですけど、その計画に照らして今回の伐採の取組みの状況をちょっと教えていただけますか。

建設農林
課長 今現在、町では放置人工林の整備方針を取りまとめているところでございます。取崩し額が例年より多く予定しておりますのが、今後の本格的な整備展開を見据えたためでございます。

実際の事業着手に当たりましては、現場での予期せぬ事態等も踏まえまして十分な予算を確保させていただいているという状況でございます。

木澤委員 危険木の伐採というと、以前は例えば道路にはみ出していた部分を町の費用で伐採するとかしてましたけど、今回のこの危険木というのはどういうところに当たるんでしょうか。

建設農林課長 考え方は同じでございますが、範囲を広げて危険木の伐採をしていきたいと考えているところでございます。

木澤委員 はい、わかりました。広範囲ということですね。結構です。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

中川議長 さっきの井堰の改修工事やねんけど、以前あったのは組合、というのかな、地元が改修するというところで町が補助するような形だったけど、今回の場合は、これは町単独なんかな。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林課長 こちらにつきましては、土地改良維持管理適正化事業といたしまして、国・県・町にてお支払いする事業を充てております。

議長 そしたら以前の地元の負担するのと、この井堰とは何が違うねんやろ。全部国・県・町でしたってくれたら地元の負担いらんやん。

委員長 回答できますか。 暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時44分 再開)

委員長 再開します。 上田都市建設部長。

都市建設
部長 幸前水利組合によりまして、5年間で実施する土地改良施設維持管理適正化事業に取り組んでおられます。

その中で、国・県が60%、そして賦課金として30%、残り町が5%の地元5%でやっていただくという事業でございます。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 この林業ってなってるんだけど、山の税金というのは斑鳩に入ってるのかな。

それとあとは持っておられる山の人の境界とかいろいろあるけど、伐採とかするのにはやはりそれ、許可をもらわなあかんから、そういうのはどうしているのか少し教えてもらえる。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林
課長 税金につきましては、奈良県森林環境税がありまして、平成18年度から個人・法人県民割により一定額納付いただいているものであります。

この税金を活用いたしまして森林所有者の経営意欲の低下、森林所有者不明の森林増加、境界未確定の森林の存在や担い手不足といった課題に取り組んでいくこととなっております。斑鳩町のほうでは里山整備事業等を見て、整備計画を立てて古損木の伐採であるだとかを事業のほうを実施しているところでございます。

宮崎委員 今言った不明なところとかあるのにそれできあるのかなと、ふと感じたんですけど。あと、税金はそこからもらってるけど、山の場合は何ヘクタール以下やったら税金取らないというような方法が奈良県でもあるねんけど、それも斑鳩は適用してるのかな。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 今、この事業で使われる税金としましては、森林環境譲与税という税金を改

部長 　　めて個人、年間1,000円として課税し、それを財源として実施しているものでございまして、今、委員のおっしゃる税金とはまた別という形で扱われております。

宮崎委員 　　ということは固定資産税は今のところ取ってないのかな。その辺ちょっと教えてもらえる。

委員長 　　加藤副町長。

副町長 　　固定資産税というのは今、宮崎委員がおっしゃったとおり一定金額未満というのは免税点未満ということで課税されないというのはありますけれども、それを超えますと課税になりますので、一般的には固定資産税というのはかかってくるというようになっております。

委員長 　　これをもって、第5款 農林水産業費に対する質疑を終結します。
次に、第6款 商工費について、説明を求めます。
上田都市建設部長。

都市建設部長 　　それでは、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管する各科目の予算について、ご説明します。
失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。
恐れ入りますが、一般会計予算書の118ページをお願いいたします。
第1項 商工費です。
はじめに、118ページから119ページの第2目 商工業振興費です。
新年度は、2,169万円を計上しています。前年度と比較して104万4千円、5.1%の増となっています。
引き続き、斑鳩町商工会の支援や商工業者の融資にかかる債務保証料の補給などを実施するとともに、新年度では、町内での創業や新規事業所の開設を支援する補助制度を3年間延長するとともに、補助金額の見直しなどを行います。
次に、120ページから121ページの第3目 観光費では、新年度は1,5

10万4千円を計上しています。前年度と比較して1,068万円となっています。

増額となった主な要因は、町観光戦略の見直しや公用車の更新によるものがございます。

第12節 委託料で、一番下の観光戦略策定業務委託料900万円を計上しています。現行の町観光戦略の計画期間が令和8年度で終了することから、計画の見直しを予定しております。また、公用車の老朽化に伴い、車両を更新することから、第17節 備品購入費で、275万円を計上しています。

このほか、第18節 負担金補助及び交付金では、引き続き、広域観光の推進として、WEST NARA広域観光推進協議会の負担金を計上し、同協議会と連携しながら、地域の観光資源を生かした旅行商品の開発や観光プロモーション等を展開し、広域連携による地域の知名度の向上と観光振興に取り組めます。

次に、第4目 歴史街道ネットワーク事業費では、新年度は236万円を計上しています。前年度と比較して9万2千円、3.8%の減となっています。

引き続き、商工会青年部主催のいかるがマルシェの開催を支援してまいります。

次に、120ページから124ページにかけての第5目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費です。

新年度は4,631万4千円を計上しています。前年度と比較して44万円、0.9%の減となっています。

法隆寺iセンター及び三井の観光自動車駐車場の管理については、引き続き、指定管理者の法隆寺iセンター管理運営グループと連携し、民間活力を生かした施設運営や観光振興に努めます。以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けします。
齋藤委員。

齋藤委員

121ページの観光費のところの12番委託料、観光戦略策定業務委託料でありますけども、町として、これからどのような観光戦略を立てようとしてい

るのか。どのような観光戦略を立てようとしているのか教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 福居地域振興課長。

地域振興課長 こちらの観光戦略の策定業務委託料につきましては、現行の観光戦略の見直しを行うものでございます。

見直しに当たりましては、観光庁が策定しました日本版持続可能な観光ガイドラインに基づいた内容とする予定でありまして、昨今の観光の状況を言いますと、やはり経済的効果だけではなくて地域の実情に合った持続可能な観光と言われます文化・環境・住民と調和の取れた適切な観光マネジメントが求められているところでございまして、それに準じた計画としたいと考えているところでございます。

委員長 ほかにございますか。 伴委員。

伴委員 120ページのiセンター・観光自動車駐車場管理運営費、これ前年度より少し金額が下がってるんですけど、私はもう少し下がるんかなと。いろいろこれまた指定管理者が代わり、やはり合理化というような形で今までと違った運営がされるのかなと思ってましたが、あまり変わらないなと思ってんですけど、この辺りこんな感じの計画でしたかな。

委員長 福居地域振興課長。

地域振興課長 法隆寺iセンターの指定管理委託料につきましては昨年度、公募型のプロポーザルを実施いたしておりまして、そのときの8年間の提案額に沿ったものとなっております。

完全に提案額とイコールではありませんで、最初の協定を結ぶ時にですね、町からも減額交渉を行った上での金額となっております、その金額でやはり最初の数年についてはいきなり下げるとするのは難しいということでございまして、後半のほうに行くに従って減額が大きくなっていくような提案となって

おりました。

民間活力を活用するために、今回この公募を行ったわけですが、こちらにつきましてはもう単純に金額を下げるというのではなくて、民間活力でできるだけあの施設を使って収入を得ていただいて、その収入を観光振興のほうに充てていただくというような内容となっておりますので、この金額が若干、もちろん下がっていただくのは町としてありがたいことなんです、この下がった以上にまた新たな事業を町としては求めていくというような事業となっているところでございます。

伴委員

なるほど確かにおっしゃるように、その委託料の問題だけでなく内容の問題というのは非常に大事だと思いますねんけど、その辺りで今、町から見て指定管理者の今までと違うこういう動きが出てるということを、主だったところでも少し教えていただければありがたいです。お願いします。

地域振興
課長

まず今年度、令和7年度の事業といたしましては、4月に喫茶室のオープンを4月1日からもういきなりされております。そのほか当課のイベントとしても5月5日のこいのぼりイベントでキッチンカーを呼んでいただいて、協同してこのイベントを盛り上げるような取組みをされていると。

また、夏のイベントですとか、直近ですと2月に節分の日イベントされたりというのもございます。

このような町のイベント、町の観光振興に対するイベントの実施のほかにですね、今年は初年度だったんですけども、来年度以降ですね、また新たにできる宿泊施設を連携した旅行商品の造成ですとか、また接客についても観光DXを取り入れたような接客サービスを実施していったりですとか、また観光PRのほうではインフルエンサーマーケティング等も実施していく予定というように聞いているところでございます。

伴委員

初年度ということで、今後どういう形でか、また今までと違った新しいユニークな、そういうような形でこれからも非常に注視させていただきますので、ぜひいろいろな提案して新しい事業をしていただくような形で町のほうからもその辺りで連携してやっていただければと思います。以上です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 予算の概要の32ページのところに無料公衆無線LANの設置とあるんですけど、これは予算書で言うとどこに当たるんでしょうか。

委員長 福居地域振興課長。

地域振興課長 こちらの無線公衆LANのこの予算につきましては、現在、法隆寺駅と法隆寺iセンターのほうでやっておるサービスございまして、こちらにつきましては120ページ、121ページ観光費の11節の役務費の通信運搬費となっております。

こちらで金額が19万3千円計上しておるんですが、この内数で17万2千円ですね、このうちのほとんどがこちらの無料公衆無線LANの運営にかかる費用となっているところでございます。

木澤委員 令和7年度62万8千円で、8年度が17万2千円になってるんですけど、これ令和7年度何か新しく増設されるとか、そんなんはあったんですか。

地域振興課長 こちらの公衆無線LANについてですが、こちらのサービスがNTTのほうから提供されているものを使っているんですが、このサービス提供が今年度で切り替えの時期がございまして、機械の更新が令和7年度にございました。その工事請負費が令和7年度には計上しておったものでございます。

木澤委員 今、だいたい観光客は誰でもスマホを持っていろいろ検索しながら移動しているんですけど、無線LANの設置ですね、民間のほうでも設置されてるところもありますけど、やはり斑鳩町内でどこでも利用できるような形を取っていくのが観光戦略としても必要かなと思うんですけど、町として設置するというのは、今、設置してるところ以外に今後、広げていこうとかそういうことは考えてはるんでしょうか。

地域振興
課長

この無線LANにつきましては、この設置した当時、かなりインバウンドの方は通信回線を持たずにWi-Fiでされるという方がかなり多いということで設置して、また民間事業者の方にも補助金を助成してそういった無線LANスポットを増やしていこうという動きはあったんですけども、現在、携帯電話にそのSIM回線を借りてされるという方、やはりそのスポットごとでないと通信ができないというのはインバウンドの方も不便な状況がございますので、そういった方式にどんどん変わってきているので、町としてそういう無線LANスポットをどんどん増やしていくというのは、一旦この2か所でこの主要なこの2か所で止めているような状況となっております。

今後につきましても、そのような観光客の動向、来年度、観光戦略の見直しもがございますので、その辺りで動向を掴みながら、本当に必要かどうかというのにつきましては今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

委員長

ほかにごございますか。

(な し)

委員長

これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、第7款 土木費のうち、都市建設部が所管する各科目の予算について、ご説明申しあげます。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の122ページをお願いいたします。

122ページから125ページにかけての第1項 土木管理費、第1目 土木総務費では、新年度は、主に職員の人件費として7,886万3千円を計上しています。前年度と比較して1,134万3千円、16.8%の増となっております。

次に、第2項 道路橋りょう費です。

はじめに、124ページから125ページの第1目 道路橋りょう維持費で

は、新年度は7, 339万2千円を計上しています。前年度と比較して391万6千円、5.1%の減となっています。

減額となった主な要因は、継続的に実施している橋りょう定期点検事業について、令和7年度の国の補正予算を活用して、前倒しして取り組むことによる減です。

新年では、令和7年度繰越明許費も含め、9橋の定期点検と1橋の補修設計委託業務を進めます。

さらに、道路や橋りょうの補修に加えて、道路肩の草刈りに要する経費や、街路樹管理業務、道路機能を維持するための経費を計上し、道路環境の整備に努めます。

次に、124ページから127ページにかけての第2目 道路新設改良費では、新年度は2億3,964万5千円を計上しています。前年度と比較して1億7,402万5千円の増となっています。

道路の新設改良では、JR法隆寺駅南側のまちづくりに伴う町道309号線と、町道437号線大和川堤防道路の改良工事等、生活道路の整備を進めます。

次に、第3項 河川費です。

はじめに、126ページから127ページの第1目 河川総務費では、新年度は515万2千円を計上しています。前年度と比較して46万6千円、8.3%の減となっています。

自治会等、地域で行う水路の清掃や水路改修に対する補助金等を計上し、身近な水路等の維持管理に努めます。

次に、第2目、治水対策費では、新年度は1,225万円を計上しています。前年度と比較して544万5千円の減となっています。

減額となった主な要因は、法隆寺北1丁目の貯留施設への導水路整備が完了したことによるものです。

引き続き、内水による浸水リスクを明示するため内水浸水想定区域図の作成を行い、防災まちづくりに必要な情報発信に努めます。

続きまして、第4項 都市計画費です。

128ページから131ページにかけての第1目 都市計画総務費では、新年度は9,102万2千円を計上しています。前年度と比較して1,125万

1千円、11.0%の減となっています。

いかるがパークウェイ事業については、五百井・興留区間の本線において、現在、西側から順次、地盤改良工事等が実施されています。

新年度も、整備の延伸、本区間の早期供用開始に向け、国や関係機関と連携し円滑な事業促進に努めてまいりたいと考えています。

次に、災害に強い安全、安心のまちづくりを進めるため、住宅等の耐震対策について、引き続き、既存木造住宅に対する耐震診断、耐震改修、耐震シェルター設置、ブロック塀等の解体撤去に要する費用について助成します。

次に、県との連携によるまちづくりの推進として、JR法隆寺駅周辺地区において、駅南側地区に新西和医療センターが移転整備されることを契機に、一体的なまちづくりに向けた検討を進め、病院部分を含めた都市計画変更の手続きを進めます。

次に、130ページから131ページの第2目 下水道費では、新年度は4億7,850万円を計上しています。前年度と比較して970万円、2.0%の減となっています。

下水道事業会計への補助金及び出資金です。詳細は、下水道事業会計において、ご説明申しあげます。

次に、第3目 都市下水路費では、都市下水路の維持管理に伴う浚渫等の費用として、新年度は245万3千円を計上しています。前年度と比較して13万9千円、6.0%の増となっています。

次に、第4目 公園費では、新年度は1,743万2千円を計上しています。前年度と比較して603万1千円、25.7%の減となっています。

公園施設の維持管理に必要な草刈業務や清掃業務、遊具の点検等にかかる委託料、公園遊具の維持補修等に要する経費を計上し、快適で安心してご利用いただけるよう適正な維持管理に努めます。

次に、130ページから133ページにかけての第5目 景観保全対策事業費です。

新年度は599万3千円を計上しています。前年度と比較して683万4千円の減となっています。

景観計画の運用に係る景観審議会委員の報酬や、コスモス・レンゲ等の景観形成作物栽培の推進にかかる経費、緑化の推進として小学校への入学記念樹や

町のイベントなどにおける種の配布にかかる経費、また、法隆寺周辺における歴史的建造物等の修景整備事業の助成にかかる経費等となっています。

次に、132ページから133ページの第5項 住宅費、第1目 住宅管理費です。

新年度は1,050万3千円を計上しています。前年度と比較して13万7千円、1.3%の減となっています。

新年度は、追手住宅等、入居者が退去された4戸の修繕工事を行い、入居募集を行います。また、各町営住宅の維持管理に要する経費を計上しています。

以上、説明といたします。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第7款 土木費について質疑をお受けします。
齋藤委員。

齋藤委員

どこに書いてるか分からないんですけども、昨年の法隆寺門前の広場を整備するということで話がありましたけども、今年の予算は入ってるのか入ってないのか、また今年は工事はいつから始めるのかという点について教えてもらえませんでしょうか。

委員長

手塚都市創生課長。

都市創生
課長

法隆寺門前広場の整備に向けた今後のスケジュール等につきましては、今年度、門前広場の整備の測量設計業務を実施しており、今年度末が委託業務の履行期限となっております。

令和8年度におきましては予算計上はしておりますませんが、令和7年度で設計した整備形態で各種調査や必要な許認可関係の手續を実施してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、門前広場は世界遺産のバッファゾーンとなっていることから、遺跡現状変更等許可申請や遺跡影響報告関係手續が必要となってまいり、そういった手續きを行ってまいりたいと考えております。

また、広場表面の形状変更に伴い貯留施設設置等の必要がございますことか

ら、奈良県河川課とのそういった貯留施設の協議を行ってまいります。

また整備に伴い埋蔵文化財の発掘調査などを実施してまいりたいと考えているところでございます。

その後、令和9年、令和10年度で国の補助金を活用しながら整備工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。 奥村委員。

奥村委員 予算の概要の9ページと予算書でしたら125ページかなと思うんですけども、斑鳩町での幅員4メートル以内の狭隘道路なんですけども、なかなか全面的にそれを知ろうと思うと難しいかもわからないんですけども、だいたいどれぐらい、わかる範囲で結構なんですけど、狭隘道路というのが斑鳩町には存在するんでしょうか、教えていただきたいと思います。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林
課長 斑鳩町の町道につきまして認定された総延長は令和7年3月認定分までの延長で約142.9キロメートルでございます。

委員おっしゃいます4メートル未満の道路等の狭隘な道路の延長につきましては把握はできておらないところでございます。

奥村委員 ありがとうございます。把握はなかなかできにくいと思うんですけども、救急車とか消防車とか入りにくいというのは、なかなかこれから災害という面から考えていろいろな課題があると思うんです。

昨年の11月に大分県の佐賀関で大規模火災が発生いたしまして、そのときも佐賀関というところがすごい狭隘道路と住宅密集地で、187棟がもう14時間経ってもなかなか鎮火しないと、延焼している状態だったそうなんですけれども、道路の中央線から2メートル下がって、セットアップするにしても用地の土地取得には財産権の問題もあって本当に簡単なものではないと理解をし

ているんですけども、斑鳩町として、時間はかかると思うんですけども、この狭隘道路解消に向けての研究とか、周囲の自治体やいろいろな日本中のいろいろな取組みなどを計画的に進めていく必要があると思うんですけども、ご認識を伺いたいと思います。

建設農林
課長

委員おっしゃいますように狭隘な道路のセンターから、センターバックと呼ばれるものですが、建築基準法にて「4メートル未満の道路に面する土地においては、建築等される場合に道路の中心から2メートル控えたところに建築等をする事」となっております。

狭隘道路では沿道の土地利用が行われることで、このセンターバックにより将来的にはなりますけれども、4メートルの幅員が確保されることになっていきます。

また斑鳩町の道路整備計画についてなんですけれども、今現在は幹線道路の整備と生活道路の改善の両輪を整備しておるところでして、現在でしたらいかるがパークウェイの延伸、それに伴います町道の取り付けの交差点等の改良、また用地の無償提供等がありましたら、路線や地権者の合意を得られました路線から効率的かつ効果的に進めることで道路計画を進めているところでございます。

奥村委員

ありがとうございます。本当に時間がかかるものだと思うんですけども、やはりしっかりと計画的にこの推進を進めていただきたいというふうに要望させていただきます。

委員長

ほかにございますか。 木澤委員。

木澤委員

予算書の127ページのところの道路新設改良費の16節の公有財産購入費と、あと21節のところの物件補償費、これどちらも道路の新設等に係るものだと思うんですけど、この内容をちょっと教えていただけますか。

委員長

田口建設農林課長。

建設農林課長 まず土地購入費1,492万5千円の内訳でございます。町道301号線、場所で言いますと興留新池東側、東小学校に抜ける道路と、町道220号線、天満池の南側の東里地域の町道の用地買収を予定しております。

補償費につきましては3,600万円の内訳ですけれども、同じく町道301号線興留新池の東側の道路に1軒、住宅がございますので、その移転補償費となっております。

それと町道309号線、426号線、これが法隆寺駅の南側地区にありますローソン、コンビニさんの物件補償という内訳でございます。

木澤委員 まずその新池のところなんですけど、今聞く限りでは、あそこは一部狭隘なところが残っていて、広げてほしいという声もありませんがなかなか進んでこなかったけど、あれが解消されるというふうに認識していいんですか。

建設農林課長 道路整備につきましては多大な費用がかかりますことから、国庫補助金等を充当して進めている状況でございます。

町道301号線につきましても、十分な国庫補助金がつきましたら整備を行っていきたいということで計上させていただいておるところでございます。

木澤委員 今回やられるところと道路部分の土地の所有者の方の了解というのは得ているんですけど。

建設農林課長 計画の段階で適時、交渉のほう進めておりまして、了解のほうを得ていると、内諾を得ているというような状況でございます。

木澤委員 特に近隣の方なんかは早く広げてほしいと思ってると思うんですけど、申請をあげてるけど、国の補助はつかないということですか。

建設農林課長 過去数年において、国庫補助金のほう申請しておりますが、十分な予算が国のほうからついていないというような状況でございます。

木澤委員 予算額的には大ざっぱに見込んでどれぐらいになりますか。

建設農林課長 ただいま申しあげました用地の購入費と、それから物件の補償費等々合わせまして4, 170万円ほどの予算を計上させていただいております。

木澤委員 国の補助率はどれぐらいになるんですか。

建設農林課長 50%でございます。

木澤委員 これ結構、以前からこの話があって、地権者の方の了解がいつ得られたのかというのもあるんですけど、何年ぐらいこれ、国の申請、言い方はあれですけど、待たされている状態なんですか。

建設農林課長 令和5年辺りから申請のほうはしております。ただし、この301号線のみならず、例えば、目安の堤防道路437号線なんかと一緒に合わせて補助要望して、その中で十分な費用がついておらないというような状況でございます。

木澤委員 それは国が「うん」と言わないとなかなかつかへんもんですけど、税収も国のほうは大きく増えているというふうに思いますので、引き続き、町長はじめ要望していただいて、地元も切望してると思いますので、国庫補助の確保に向けてさらなる努力をお願いしておきたいと思います。

それとですね、下のところの治水対策費の内水浸水想定区域図作成業務委託料なんですけど、これ昨年度から続いてになるかと思うんですけど、これってハザードマップの作成のための調査ということなんですか。

建設農林課長 ハザードマップを作成する前段の作業ということでございます。

木澤委員 ハザードマップって結構な頻度でつくってはと思うんですけど、最近その気候変動は確かに激しいんですけど、これだいたいどれぐらいの期間で更新するもんなんですか。防災計画とかにそんな位置づけがあるんですか。

建設農林 大きな川の外水のハザードマップではなく、今回は内水のハザードマップに

課長 となりますので、初めての取組みとなっております。

木澤委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結します。
次に、第9款 教育費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設 それでは、第9款 教育費のうち、都市建設部が所管する各科目の予算につ
部長 いて、ご説明申しあげます。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の139ページをお願いいたします。

はじめに、第1項 教育総務費、第2目 事務局費では、斑鳩町史の編さん
について、令和9年度の中巻、下巻の発刊に向けて、引き続き、調査及び執筆
等を進めます。

139ページの第1節 報酬で、斑鳩町史編さん委員会委員報酬9万6千
円、会計年度任用職員報酬の内数として、執筆調査補助員や事務員の報酬26
7万3千円を計上しています。

141ページをお願いいたします。第7節 報償費で、執筆者謝金120万
円、第12節の委託料で、歴史的建造物調査業務委託料139万9千円などを
計上いたしております。

次に、第5項 社会教育費です。

160ページから163ページをお願いします。第3目 文化財保存費で
は、新年度は1億1,460万9千円を計上しています。前年度と比較して
3,171万3千円、21.7%の減となっております。

減額となった主な要因は、前年度事業の、史跡中宮寺跡歴史公園の駐車場等
の整備、安田家住宅の公有化に伴う土地購入費や不動産鑑定業務委託料などの
減及び、藤ノ木古墳発掘調査40周年記念事業に要する経費の減によるもので

ございます。

主な予算の内容は、史跡藤ノ木古墳をはじめとする文化財の維持管理等に要する経費、町内に所在する遺跡内における個人住宅等の建築工事や公共事業などに伴う発掘調査等に要する費用を計上しています。

新年度では、町内で最も古い古民家のひとつであり、老朽化が進む安田家住宅について、当面の家屋の保全を行うための費用として、163ページの第14節 工事請負費で、安田家住宅保全工事2,000万円と、将来にわたって、春日古墳を含めた敷地全体の保全と活用を図るための計画の作成費用として、第12節 委託料で、安田家住宅保全活用計画作成業務委託料800万円を計上しています。

また、史跡中宮寺跡歴史公園の利便性向上と一層の活用促進を図るため、駐車場や遊具等整備にかかる設計費用として、第12節 委託料で、駐車場等整備設計業務委託料1,500万円を計上しています。

さらに、斑鳩町の文化財の価値や魅力を広く情報発信し、未来へ継承していくことを目的に、民間企業や関係団体と連携し、実行委員会を立ち上げ、官民連携によるシンポジウム等のイベントを実施するための費用として、第18節 負担金補助及び交付金で、(仮称)斑鳩町文化財みらい共創実行委員会補助金100万円を計上しています。

次に、164ページから165ページにかけての第5目 文化財活用センター管理運営費では、新年度は962万2千円を計上しています。前年度と比較して890万1千円の減となっています。

減額となった主な要因は、前年度にこの予算科目に計上していた会計年度任用職員の人件費を、新年度から文化財保存費に集約したことによるものです。

主な予算の内容は、文化財活用センターの施設の運営費及び維持管理費、特別展の開催等に要する費用を計上しています。

引き続き、住民の皆さんをはじめ、より多くの皆さんに文化財センターをご利用していただけるよう、魅力ある施設の運営に努めます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第9款 教育費について質疑をお受けします。

齋藤委員。

齋藤委員 163ページの18節負担金補助及び交付金のひとつ目、(仮称)斑鳩町文化財みらい共創実行委員会、これの目的を教えてくださいませんか。

委員長 福居地域振興課長。

地域振興課長 この(仮称)斑鳩町文化財みらい共創事業につきましては、この文化財を将来にわたって安定的に保存・継承していくためには、この文化財の維持管理はもちろんでございますが、地元である町全体の文化財の価値や魅力発信による誘客、また周辺地域のにぎわい創出が必要不可欠であるというふうに考えられます。

このことから、民間企業や関係団体と連携し実行委員会を立ち上げ、官民連携によるシンポジウム等のイベントを実施や、また文化財センターでの特別映像上映などに取り組み、文化財の価値や魅力を町民を含めまして広く情報発信してまいりたいということで行うものでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。そうすると、この実行委員会というのはこれからもずっと続いて行って、補助金も100万円なり毎年、出していくというふうな形で、もっともっと大きくしていくというふうな形で考えてるんでしょうか。

地域振興課長 令和8年度につきましては初年度ということで、一旦100万円を計上させていただいておりますが、複数年にわたって続けていきたいというふうに考えておまして、それ以降の予算につきましては、実施する事業によって増減することはあろうかと考えております。ただ、この実行委員会でも可能な限り国庫補助等の活用をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。 伴委員。

伴委員

139ページの報酬のところの斑鳩町史編さん委員会委員報酬、別に報酬の金額がどうこうじゃなく、この町史編さんというのは期間がかかって、そして最初、私これ前回も買わせていただいて、そして拝見もさせていただいて、なかなかうまくつくられてるなど、非常に読みやすいようにされてるなどというのは私も感じ、今までだんだんネットの時代になってきてこんな必要なかなと思っておったんですが、なかなかいいもんだなというような認識は持っておるんですが、今回これはどれぐらいの期間がかかっての計画をされているのかを教えてください。

委員長

荒木地域振興課課長補佐。

地域振興
課長補佐

伴委員さんがおっしゃるのは、刊行までの年月でございます。今こちらの説明にもありましたけども、令和9年度、町制80周年の記念を目指して今、鋭意、調査・執筆を進めているところであります。

ただ、今年度末に再度、執筆されている先生方等とその進捗状況を確認しながら、刊行までのスケジュールというのはまた調整してまいりたいと考えております。

伴委員

発行部数というのは前回と同じような感じで考えておられるのか。そして前回どれぐらい販売できたのか、その辺りもお願いします。

地域振興
課長補佐

今回の部数は令和4年7月に2千部作成いたしまして、令和7年2月末現在では寄贈を含めまして280部、販売・寄贈しておりまして、発行部数につきましては、前回と同じにするかどうかということも含めまして、刊行部数についても編さん委員会等と協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

伴委員

なかなか買われる方というのは難しい、そういう部分がある。

ただやはりこれ、印刷費用とかその辺の部分がある。費用対効果じゃないですけど、あるので、その辺りはまた、考えていただいてやっていただけたらいい

いと思います。

続きまして、よろしいですか。

163ページの中宮寺跡の駐車場の整備の委託料12の委託料ですね、12節の。これは何台ぐらい止められるように考えてくれてはりまんねんやろ。

委員長 福居地域振興課長。

地域振興課長 本事業につきましては今年度、用地取得を行いまして、この来年度に設計を行うものでございますが、詳細な設計につきましてはその中で行うものとなりますが、取得した用地のうちおおむね半分程度を駐車場に活用するとした場合ですね、50台程度は可能ではないかと今、試算しているところでございます。

伴委員 これはもうどうしてもあそこを観光の拠点にしようと思えば、駐車場というのは非常に必要だと。難しい部分がある、この史跡公園というのはあるので、その辺、苦勞いただいたと思いますけど、やはり大切な駐車場になってくると思いますので、よろしく願います。以上です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も今、伴委員から質疑ありました中宮寺跡の駐車場ですね、遊具を設置されるということですけど、どういうものを検討されているんでしょうか。

委員長 福居地域振興課長。

地域振興課長 この遊具の内容につきましては、こちらも来年度、設計の中でまた設置可能な敷地面積等を踏まえながら検討していくものとなりますが、利用される方に喜んでいただけるような遊具等を今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

木澤委員 私、以前に一般質問をさせていただきましたけど、非常に人気の高いものと

いうことで、それも含めて設置の検討をよろしく願いしておきます。

それとですね、同じく委託料のところの安田家の住宅保全の活用ですね、

こちらについては、もともとは安田家の古文書についていろいろ解説というんですかね、しながら保全していくという計画だったんですけど、この住宅のほうを保全活用していくというふうに決めはったその根拠といたしますか、先ほど、斑鳩で最古の家屋だということだったんですけど、国のほうの例えば文化財の指定が受けられるとか、そういう見込みがあるんでしょうか。

委員長 荒木地域振興課課長補佐。

地域振興 今、木澤委員おっしゃるようになりますね、江戸時代の中頃の非常に町内でも最古の住宅のひとつということで、非常に重要な文化財ではあるんですけども、国の指定を受ける、そういうことにつきましては、国のほうからそういう建物を指定してはどうかということがありますので、町からはなかなかそういうことが言えない状態の、建造物についてはそういうことになります。

今のところ、ですからそういう国の指定というものは、予定にはなっておらないところです。以上です。

委員長 福居地域振興課長。

地域振興 建物につきましては、今、補佐が申しあげたとおりなんですけども、この敷地内には春日古墳もございまして、春日古墳含め、また住宅につきましては、この西里地区が法隆寺の西側にあつて大工集団がおられたとされていることで、建物自体にも安田家も大工と関わりが深い家でございますし、この辺り木の文化というところからも町として保存していくものであろうということで、また安田家の住人さんも公共に活用してほしいというご意向もありましたので、町としては取得するに至っているという状況でございます。

木澤委員 その斑鳩町の歴史にも深く関わっているものであるということであるなら、別に否定的なことではないんですけど、今後の活用はどういうふうにしていこうと考えてはるんですか。

地域振興
課長

この活用につきましては、まずはこの建物自体が相当傷んでおりまして、その傷みを食い止めるための工事として来年度、2千万円を計上させていただいております。

一旦、この活用を検討する間をこの建物を守るための工事をさせていただいた後か並行して、この保存活用のための計画を策定するための費用として800万円を来年度委託料で計上しておるんですが、この中身につきましては可能な限り建物の工事もそうなんですが維持管理も相当、費用かかるものでございますので、こちらにつきましても民間活力を入れるためにどのような活用方法であれば民間のほうから資金を提供していただけるのかとか、その辺り、一般のサウンディング調査も行いながら見極めまして、また町としましても先ほど申しあげたように大工集団がおられた土地柄というのもありますので、その辺を残していただきたいという意向もありますことから、その辺り民間企業さんの意向と町の意向とうまく合うような形で来年度、活用の計画を立ててまいりたいと考えているところでございます。

委員長

中川議長。

議 長

さっき荒木補佐の答弁にあった「町から国に指定してもらわれへんか」とかいう要望やなしに、国のほうから申し出があるような答弁やったやんか。
国っていうのは、各町のどこにどんな建物があるのか把握してはるの。

委員長

荒木地域振興課課長補佐。

地域振興
課長補佐

民家のそういう悉皆調査というのは、県から通じ国から出てきます。それに町のほうからもこういう建物があるということを報告する中で、文化庁の調査官といいますか文化庁のほうから「今回はこういう建物について、指定してはどうか」ということがおりてくるわけであります。

議 長

ということはやはり町から国にこういううちの町の中にはこういう建物がありますよということを上げるんやな、先に。

で、向こうが指定するかしないかは、向こうの判断ということやな。

地域振興
課長補佐 　ただ、個別のこの建物がありますというのではなくて、古民家近代建築調査とか、そういう調査等がありまして、その調査官の好みといいますか、得意な分野とかそういうこともありまして、いつそういうものが出てくるかというのはなかなかこちらも把握はできないんですけども、そういった形の建造物のそういう指定が多いと、最近、確認したところそういうことも言われましてですね、そういうことになります。

議　長 　せやから町から国には、「こういう建物がある」というのは上げてないの。せやから上げやんでも知ってくれてはるの。

地域振興
課長補佐 　そういう調査がある場合はですね、当然、上げていくべき民家であるんですけども、最近、近年でそういう調査は今のところない状況にあります。

議　長 　その調査がない限りは調査で上げていかんことには、国はそういう建物があるということを把握できへんから、そりゃあ指定できへんもんなあ、指定されることないわな。

地域振興
課長補佐 　そうなります。

議　長 　それって、やはり指定を受けたら、国が予算つくんなあ。保存していくのに。

地域振興
課長補佐 　そういう保存修理事業を上げていきますと、国から補助金を頂けることになります。

議　長 　今回の場合、可能か不可能か分からへんけど、町として保存していきたいんだけどということを向こうへ打診するという方法はないの。

委員長 　福居地域振興課長。

地域振興
課長

この国指定を受けますと、国から補助はいただけるんですけども、その整備工事に対して文化庁からかなり制約がかかると。町としてやりたいことと文化庁から指定されることがマッチすればいいんですけども、今回の場合は可能な限り民間活用を入れたいというふうに考えておりますので、民間活力が入れば、半分以上の、国の補助金はだいたい半分なんですけれども、町負担半分以下の金額で運営できるかもしれないということがございますので、この辺りにつきましては慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、町指定文化財にするというのは、またこれは別ですので、そういったところから順次、上がっていくものかなというふうに認識しているところでございます。

委員長

ほかにごございますか。

(な し)

委員長

これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結します。
暫時休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時45分 再開)

委員長

再開します。
それでは13時15分まで休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

委員長

再開します。
議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設
部長 それでは、議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算について、
説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

都市建設
部長 失礼して、着席にて説明させていただきます。

それでは、令和8年度 予算書の1ページをお願いいたします。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

都市建設
部長 2ページをお願いします。

(予算総則朗読)

都市建設
部長 それでは、主な費目について、予算に関する説明書により、予算の内容をご
説明申しあげます。

予算書の20ページから21ページをお願いいたします。

はじめに、収益的収入及び支出の収入です。

第1款 下水道事業収益では、第1項 営業収益、第1目 下水道使用料
で、新年度は2億94万6千円を計上しています。前年度と比較して927万
4千円、4.8%の増となっています。

増額となった主な要因は、下水道利用件数の増加によるものでございます。

第2目 その他の営業収益では、新年度は23万円を計上しています。前年
度と比較して28万円の減となっています。

排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の登録にかかる手数料とな
っています。

次に、第2項 営業外収益では、第1目 他会計補助金で、一般会計からの

補助金として、新年度は1億1,000万円を計上しています。前年度と比較して680万円、6.6%の増となっています。

第2目 県補助金では、県の流域下水道負荷軽減等推進事業を活用した事業を実施することから、新年度は94万4千円を計上しています。

22ページと23ページをお願いします。

続きまして、支出です。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用では、第1目 管渠費で、新年度は1,010万2千円を計上しています。前年度と比較して257万2千円の増となっています。

増額となった主な要因は、委託料の増によるものです。

第2目 総係費では、新年度は2,585万4千円を計上しています。前年度と比較して1,681万2千円の減となっています。

減額となった主な要因は、人件費の減となっています。

24ページと25ページをお願いいたします。

第3目 流域下水道管理運営費負担金では、新年度は8,253万6千円を計上しています。前年度と比較して186万3千円、2.3%の増となっています。

増額となった主な要因は、下水道利用件数の増加による汚水量の増加に伴って、奈良県浄化センターでの汚水処理費用が増加することによるものです。

第4目 減価償却費では、新年度は4億9,434万3千円を計上しています。前年度と比較して793万6千円、1.6%の増となっています。

次に、第2項の営業外費用では、第1目 支払利息で、新年度は1億737万5千円を計上してします。前年度と比較して52万9千円、0.5%の増となっています。

26ページ27ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収入および支出です。

はじめに、収入です。

第1款 資本的収入、第1項 企業債では、第1目 企業債で、新年度は2億3,940万円を計上しています。前年度と比較して2,010万円、7.7%の減となっています。

次に、第2項 負担金等、第1目 下水道事業負担金では、公共下水道への

接続件数を200件と見込み、新年度は、前年度と同額の2,000万円を計上しています。

次に、第3項 補助金、第1目 国庫補助金では、新年度は1億4,150万円計上しています。前年度と比較して160万円、1.1%の増となっています。

次に、第4項出資金、第1目 他会計出資金では、新年度は3億6,850万円計上しています。前年度と比較して1,650万円、4.3%の減となっています。

28ページと29ページをお願いします。

続きまして、支出です。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費では、第1目 管路建設改良費で、新年度は3億5,431万1千円を計上しています。前年度と比較して3,344万1千円、8.6%の減となっています。

下水道整備では、引き続き整備を進める区域として、龍田南5・6丁目の追手町自治会、目安北1丁目・目安北2丁目の法隆寺第3団地自治会、龍田西6丁目の幸進町自治会、龍田4丁目の橋東一自治会を計画いたしております。

また、いかるがパークウェイの整備に伴い、五百井1丁目、興留4丁目において、国と調整を行いながら、公共下水道の整備に取り組みます。

これにより、約3.3ヘクタール、142戸の整備を見込んでおります。

第2目 流域下水道建設費負担金では、新年度は3,250万9千円を計上しています。前年度と比較して772万3千円の増となっています。

奈良県が実施する流域下水道管渠整備及び浄化センター設備等の建設費にかかる負担金となっています。

次に、第2項 企業債償還金、第1目 企業債償還金では、新年度は、4億8,477万4千円を計上しています。前年度と比較して1,388万4千円、2.9%の増となっています。

企業債残高の見込みですが、令和8年度末の企業債残高見込額は73億5,054万8千円となる見込みで、令和7年度末と比較して2億4,537万4千円の縮減を見込んでおります。以上、説明いたします。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計予算について、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 新年度の新規加入200件見込んでますよということなんですけど、令和7年度も同額の予算でいただいて、今の実績はどんなもんなんですか。

委員長 田口建設農林課長。

建設農林課長 ただいま申請を受け付けております数では131件となっております。

木澤委員 新年度で見込200件見込んでいて、今、実績が131、今の時期だとなかなか達成は難しいかなと思うんですけど、予算的にはどういう、実績に基づいていいではないですよ、次年度は。どういう組み方をされたんでしょうか。

建設農林課長 200件の内訳でございますが、令和7年度工事で供用開始する件数のうち7割の接続を見込んでおまして、それで110件、令和6年度までの整備に伴う未接続の家屋の申請を50件見込んでおります。その他、開発等による接続申請を40件と見込んでおるところでございます。

木澤委員 7年度の131件のうちの実績の内訳はどんな数になるんでしょうか。

建設農林課長 すみません、131件のうち6年度の整備によるところの接続等はちょっと把握はできておらないところがございます。

木澤委員 目標を立てて加入を促進していくということ自体は悪いことではないのいいと思うんですけど、以前、言っていた集中浄化槽の地域はもうなくなって、新年度で先ほど言った目安北の1・2とか、住宅の多いところをされるので新規の新たな加入なんかも見込めるとは思うんですけども。

予算にやはり実績に見合ったものにならないとずれが生じてくると、後々の計画にも影響があるのかなあと思うので、またそのところは整合性を取って

いただきたいなというふうに思うんです。

予算関係参考資料の17ページです。

最後の1つ前のところに、下水道事業会計の参考資料を載せていただいているんですけど、これ水道が企業団のほうにいった関係かなと思うんですけど、下水道事業費用、下の表ですね、人件費が大幅にマイナスになっていたり、委託料24%マイナスで、その他も39.6%マイナスと。負担金が284%増えているというふうになってるんですけど、これはどういうふうに見たらいいのか、教えてもらえますか。

建設農林
課長

人件費につきましては、令和7年度予算の段階では6名の人員を予定しておりましたが、組織改編によりまして3名に減となっております。

7年度予算と8年度予算を比べますと半減しているというような状況でございます。

負担金につきましては、少しお調べさせていただきたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

(午後1時32分 休憩)

(午後1時33分 再開)

委員長

では再開します。 田口建設農林課長、先ほどの件について。

建設農林
課長

負担金でございますけれども、上下水道システムのパソコンであったりネットワーク機器につきましては、以前は上下水道のそれぞれのリース会社に直接、支払うことで企業団と協定を結んでおりましたが、このリース契約を企業団のほうで一括で支払うことに伴いまして、負担金として徴収することになりました。

もともと々の賃借料につきましては、その他のほうに計上しておるといふところでございます。

木澤委員

おおかたのところはわかりましたけど、この人件費ですね、もともと下水の

ほうで7名組んでたのが新たに3名になってしまったということなんですけど、体制半減することになりますけど、これは業務に差し支えはないんでしょうか。

建設農林
課長

下水道のほうが令和7年度から建設農林課のほうに編入されました。
その際に、下水道事業と建設農林事業を合わせて業務を進めております。職員によっては農林水産業費や土木費から人件費を支出している者もおります。
下水道事業の管理係については建設農林課の庶務係と管理係で兼務をしております。
事業のほうにつきましては、建設農林課の工務係のほうと兼務しております。分散して業務は行っております。限られた人数ではありますが、業務に支障ないように工夫して進めているところでございます。

木澤委員

兼務をされている方がいるということで、実働が3人だけじゃないという理解をしたらよろしいですか。

建設農林
課長

不足しておりました。管理職のほうは下水道のほうから一般土木の費用のほうで今、計上しておるところであります。
兼務につきましては管理係のほうは補佐のほうが兼務しております。
あと工事のほうも工務係長以下職員のほうで兼務といいますか、土木工事もしますし下水道工事もするというような形で、積算から現場管理から全て兼務をしているという状況で、遅滞なきよう支障なきよう業務のほうを進めているところでございます。

木澤委員

以前は上水のほうもあったのでそっちと兼務をされていた部分が、それがなくなってしまったので建設農林課のほうで兼務という形で分担されているんだと思いますけど、今度そうすると、建設農林課のほうに負担、しわ寄せが来ると思いますので、またそこのところはやはり職員さんの過重負担にならへんような形でまた配分していただきたいと思いますので、よろしく願います。

委員長

ほかにございますか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって下水道事業会計予算に対する質疑を終結します。
以上で、都市建設部所管に係る予算審査を終わります。
理事者入れ替えのため、13時55分まで休憩します。

(午後1時37分 休憩)

(午後1時55分 再開)

委員長 再開します。
それでは、教育委員会事務局所管に係る予算審査を行います。
初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。
本庄教育次長。

教育次長 それでは、第2款 総務費のうち、教育委員会事務局が所管いたします各科目の予算について、ご説明を申し上げます。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、令和8年度斑鳩町一般会計予算書の62ページをお願いをいたします。

第1項 総務管理費でございます。

62ページから63ページの第6目 企画費では、文化・芸術に親しめる環境づくりとして、引き続き、地域住民の文化活動の振興と地域文化の創造を図るとともに、その拠点として、経年による劣化がみられる斑鳩町文化振興センター（いかるがホール）につきましても、設備更新を順次すすめるなど、適正な維持管理及びその充実に努めます。

はじめに、文化振興センターの維持管理として、指定管理者制度により、引き続き、適切に施設の管理・運営を行います。その費用として、第12節 委託料で、文化振興センター施設管理運営業務委託料1億1,320万円を計上しております。

次に、文化振興センターの充実では、新年度において、いかるがホールの電

話交換機を更新します。その費用として、第13節 使用料及び賃借料で、電話交換機使用料39万6千円を計上しております。

また、第14節 工事請負費において、各種設備の更新工事に係る費用を計上しております。

はじめに、いかるがホール空調設備更新工事でございます。

令和7年度に続き、改修が必要な3台のうち、残り1台の空調設備につきまして、主要部品等を更新いたします。

次に、いかるがホール高圧受電設備更新工事として、高圧受電設備（キュービクル）を更新いたします。

本工事は、高圧受電設備全体の製造に1年以上の期間が見込まれますことから、総額を1億3,088万6千円とする2か年の継続費の予算措置をお願いしております。

また、いかるがホール誘導灯改修工事として、LED化が未完了となっている箇所の誘導灯につきまして、LED誘導灯への切り替えを行ってまいります。

次に、第18節 負担金補助及び交付金では、文化振興財団補助金1,469万5千円を計上しております。

66ページから67ページをお願いいたします。

第11目 青少年対策費でございます。

青少年問題協議会の運営に係る費用等として、新年度は226万2千円を計上しております。前年度と比較して17万3千円、8.3%の増となっております。

引き続き、青少年問題協議会の運営、青少年悩み事相談事業などを通じ、青少年の健全育成に努めてまいります。

以上、説明といたします。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。
伴委員。

伴委員

いかるがホール、毎年いろいろな形で維持管理にお金がかかる。この文化振

興財団の委託というところもよく分かるんです。安定して管理してくれてはる。この形というのは決して悪くない。将来的にどうされるかは別として、今の時点では思いませんけど、毎年いろいろな形で設備も結構経ちますな、いかるがホールができてから、そういう関係でこういう形になってくるんだと思いますけど、今後この2、3年、どんな形で費用がかかるのか。

これページ数になりますけど、63ページの中ほどにいかるがホールについて言ってますけど、予算書の7ページの金額、キュービクルの金額、この辺りもわかりますねん。実は私の工場でも同じことになってますねん。このPCBの関係で検査いっても、もう潰さなあかんような状態になって新しいものを新調せなあかんというのは、これはわかるんですけど、結局これ、どれぐらい今後、費用というのを見てはるのか、その辺りわかる範囲で教えてください。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今後のいかるがホールの建物また設備の関係の改修あるいは更新等の予定でございます。

実際に法定点検、あるいは各種設備の法定保守点検等入っております中で指摘等されており、なおかつ近々、更新等の必要があるかなと思われるものについてお答えさせていただきます。

まず、中央監視盤なんですけれども、こちらのほうの更新ということで、当初からの設備になっております。こちらのほうが今現時点での見積りとして約1億3,600万円、それとあとエレベータのほうも当初からのものにはなるんですが、故障したときの修繕の部品がもう25年以上経っておりますのでないというようなところで少し指摘、保守点検業者のほうから話がございます。その更新費用が7,500万円、それと、次、建物でございますけれども、屋上の防水工事ということでこちらのほうが1,500万円、蓄電池、こちらのほうも更新が必要だということで言われております。それが約3,500万円ということで、建築後、約30年近くが経つ中で今こういった形のものが法定点検、また保守点検の中で指摘等されているという状況でございます。

伴委員 これは大変ですな。近々でこのひと月以内に行ったときに、大ホールの時計

も切れたままになって、これもうしゃあないかなと、その辺りも今の話では入ってない。もうあと後回しと言ったら表現悪いですけど、もう直すような形になかなか、まず必要なところから直していかなあかん。それはもう今の話を聞いたら、屋上の防水やエレベータやなんや言うたら、確かに今まで聞いたことない項目ですわ。今までいろいろところで音響や空調や言うて上や2階や言うてなってきた中でこうなってきた。

これ、維持管理、委託だけでもかかっているのに、なおかつこれだけのやつがかかってきて今後、古くなっていったらまたかかっていく。

これ、ちょっと副町長にお聞きしたいんですけど、斑鳩で維持管理していく、何とか新しいまちづくりのときに、初めはいかるがホールが何か入ったような図を見たことがありますねんけど、それから以降、いかるがホールが外れたような感じの、そのまちづくりの病院ができて、その奥の方のあの辺り何か少しまたホールが外れたような感じがしますが、その辺りの町の考え方、少しお聞きしたいんですけど。

委員長

加藤副町長。

副町長

今、本庄次長が申しあげましたとおり、大きな工事だけで3件程度でだいたい2億5千万円になっております。一定30年以上経ったということで今回のキュービクルの関係と受変電施設というのは、だいたいそれぐらいの年数で交換が必要となってきますので、そういう意味で言うと、一定期間また更新さえできれば、ある程度、機能は保持できるというふうになっております。

それといかるがホールにつきましては、やはり文化・芸術の拠点として住民の方々に和太鼓等もありますし、親しまれている施設でございますので、その辺りはやはり大切にしていけないといけない部分はあると思います。

伴委員もおっしゃいましたとおり、これから斑鳩町の法隆寺駅の南口のまちづくりエリア、今いろいろ調査している最中ですが、そういったところの環境の変化等が出てくることでもございますので、そういったところはその進捗を見ながら、またこのいかるがホールの施設について、よりよい効率よく運営できる手法もまた出てくるかもわかりませんので、その辺りは十分注意しながら見させていただいて、効率的でなおかつ住民の皆様の拠点施設にはなって

おりますので、その辺りを両立できるような方法をまた考えていきたいと思
います。

伴委員

実際のところ、私もこのホールがなくなったりとか、そんなん思ってませ
ん。駅と高速の出口と場所もいいし図書館も充実してるし、そして文化の拠
点、おっしゃるように非常にその分の役割というのは大きい。

ただ、非常に費用がかかるので、ええところでうまく民間の業者にうまく管
理してもらう、どこでもええの違います。やはりこの文化・芸術を大事にして
くれはって、なおかつまちづくりと合うようなところあれば、うまく今の答弁に
あったように、また今後、柔軟に考えていっていただければと思います。非常
にお金がかかる施設だなど、毎回、予算決算ときに、「これ大きいなあ」と思
って見させていただいています。確かに一回りしても、やはりまだ出てきます
ので、その辺りよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

委員長

ほかにございますか。

(な し)

委員長

これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

それでは、第3款 民生費のうち、教育委員会事務局が所管する各科目の予
算について、説明をいたします。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の94ページをお願いします。

94ページから95ページの第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費
です。

新年度は8,571万7千円を計上しております。前年度と比較して1,2
81万2千円、17.6%の増となっております。

増額となった主な要因は、放課後児童支援員等会計年度任用職員に係る人件
費の増及び学童保育室の充実に係る工事請負費の増等によるものでございま

す。

新年度では、民間事業者が提供する弁当注文・決済代行サービスを活用し、弁当配達方式による小学校の長期休業期間中の昼食の提供を、夏休みから実施をいたします。

また、学童保育室の充実といたしまして、東学童（南）保育室における雨除け対策工事等を行ってまいります。

以上、第3款 民生費のうち、教育委員会事務局が所管いたします各科目の予算についての説明といたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について質疑をお受けします。
木澤委員。

木澤委員 今回、町長の施政方針にもありました長期休業中のお弁当の提供ですね、これまで家庭からお弁当持ってくるしかなかったのを、選択肢が増えたということで保護者にとっては非常に良いことだなと思っています。アプリを通じて購入の申請を出してお金も払うということなんですけど、業者さんはどういうところなのか、教えてもらえますか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今年度、令和7年度から平群町、三郷町、また王寺町、河合町の方で導入をされておられますシステムと同じものを入れていきたいなというふうに思っております。業者名の方は双日テックイノベーション株式会社の「おべんとね！っと」というアプリでございまして、そちらの方を入れていくことによりまして、保護者の方が直接注文、支払いをしていただくというような形で、当町の方の学童保育の支援員等の負担もなるべくないような形で入れていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

木澤委員 これっていうのは、システムを導入してやっている業者さんっていうのは1社だけなんですかね。例えば町内にもお弁当屋さんっていういろいろあると

思うんですけど、このシステムに加入すればできるようになるものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

教育次長 今現在確認を取っておりますが、この「おべんとね！っと」のアプリを使っているこの近隣での取り扱いに関しては1社のみとなっております。香芝市にある料理かしばさんのほうで対応いただくということで聞いております。あと、当然「おべんとね！っと」の運営会社の方での審査等はあるかと思えますけども、その審査に通る形というか、一定の対応ができますよということであれば、その対象業者としては増えてくるんだろうなというふうには、こちら認識をしているところでございます。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。
次に、第9款 教育費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、第9款 教育費のうち、教育委員会事務局が所管する各科目の予算につきまして、説明をいたします。

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の138ページをお願いいたします。

はじめに、第1項 教育総務費でございます。

138ページから139ページの第1目 教育委員会費では、新年度、142万9千円を計上しております。

教育委員会においては、本町の教育、文化及びスポーツの振興を図るため、教育機関の設置及び管理、また、学校教育に関する指導や生涯学習・生涯スポーツの振興等に関する事項を所管しています。

次に、138ページから143ページにかけましての第2目 事務局費です。

新年度は1億5,071万9千円を計上しています。前年度と比較して1,

622万5千円、12.1%の増となっております。

増額となった主な要因は、新規事業となる文化芸術スポーツクラブの運営に伴う費用の増等によるものでございます。

主な予算の内容は、事務局職員や外国人英語指導助手等の会計年度任用職員の配置に係る人件費のほか、教職員の健康管理、文化芸術スポーツクラブの運営等に要する費用を計上しております。

新年度では、不登校対策の充実として、斑鳩町子どもと親のフリースペースくるむの開室日数を週2日から週3日に増やすことにより、児童・生徒への支援を強化します。

また、全国的な生徒数の減少や教員の働き方改革が進む中、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術に継続的に親しめる機会を確保するため、令和8年度から、休日における教員による中学校部活動指導を終了し、本町が主体となって地域クラブを立ち上げ、地域の指導者とともに運営してまいります。

また、各小学校への外国人英語指導助手の配置や学習支援事業により、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成と幼少期から異文化に慣れ親しむ英会話活動や小中連携教育を推進し、郷土の歴史文化を題材とした教育プログラムの実践に、引き続き、取り組めます。

次に、142ページから143ページでございます。第3目 私立学校振興費では、新年度は837万3千円を計上しております。前年度と比較して1,346万2千円の減となっております。

減額となった主な要因は、認定こども園への移行に伴う私立幼稚園に在園する園児数の減少等による、私立幼稚園保育料等無償化補助金の減によるものです。

引き続き、幼児教育並びに子育て支援の推進に努めてまいります。

続きまして、第2項 小学校費です。

はじめに、142ページから145ページ、第1目 学校管理費では、新年度は1億7,051万円を計上しております。前年度と比較して3,282万3千円、23.8%の増となっております。

増額となった主な要因は、新規事業となる、斑鳩小学校長寿命化改修基本計画の策定及び、斑鳩西小学校のエレベータ設置に伴う増によるものです。

主な予算の内容は、小学校講師等の配置、教職員の研修、学校施設の整備改

修、維持管理等、小学校の管理運営に要する費用を計上しております。

新年度では、斑鳩小学校長寿命化改修基本計画を策定しますとともに、障害のある児童が校内を円滑に移動できるよう、斑鳩西小学校に新たにエレベータを設置いたします。

また、少人数教育について、小学校第1学年及び第2学年は1学級30人、第3学年から第6学年までは、1学級35人を基準とした学級編制とするなど、町独自の少人数学級編制とティーム・ティーチングや少人数による指導を継続いたします。

次に、144ページから147ページ、第2目 教育振興費でございます。

新年度は、3,181万6千円を計上しております。前年度と比較して1,662万3千円、34.3%の減となっております。

減額となった主な要因は、学習用端末の更新が完了したことによるものでございます。

主な予算の内容は、小学校教育の充実、就学援助、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進等に要する費用を計上しております。

令和7年度に整備した第2期となる、児童1人につき1台の学習用端末を活用し、情報活用能力の育成、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図り、一人ひとりが個性や自主性、創造性を高める教育を推進してまいります。

次に、146ページ、147ページ、第3目 保健体育費です。

新年度は1億6,817万円を計上しております。前年度と比較して7,257万3千円、75.9%の増となっております。

増額となった主な要因は、新規事業となる、小学校全学年における給食費の完全無償化の実施に伴う増によるものです。

主な予算の内容は、栄養士の配置、学校医等への報酬、給食施設の維持管理、給食費補助金の交付等に要する費用を計上しております。

新年度から、小学校全学年において、国の支援額を超える費用を町で追加補助することにより、全額無償化します。

また、引き続き、児童の健康管理に努めるとともに、学校給食の自校方式を維持するなど、子育て支援及び食育の推進に努めてまいります。

続きまして、148ページ、第3項 中学校費でございます。

はじめに、148ページから151ページにかけてまして、第1目 学校管

理費です。

新年度は8, 185万3千円を計上しております。前年度と比較して948万7千円、10.4%の減となっております。

減額となった主な要因は、教員用パソコンの更新及び校務支援システムの更新が完了したことによるものでございます。

主な予算の内容は、中学校講師等の配置、教職員の研修、学校施設の整備改修、維持管理等、中学校の管理運営に要する費用を計上しております。

少人数教育について、すべての学年において1学級35人を基準とした学級編制とするなど、町独自の少人数学級編制とティーム・ティーチングや少人数による指導を継続してまいります。

次に、150ページ、151ページの第2目 教育振興費でございます。

新年度は3,600万円を計上しております。前年度と比較して1,388万9千円、27.8%の減となっております。

減額となった主な要因は、学習用端末の更新及び教科書の改訂による教員用の教科書及び指導書の更新が完了したことによるものでございます。

主な予算の内容は、中学校教育の充実、就学援助、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進等に要する費用を計上しております。

小学校同様、令和7年度に整備した第2期となる、生徒1人につき1台の学習用端末を活用し、情報活用能力の育成、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図り、一人ひとりが個性や自主性、創造性を高める教育を推進してまいります。

次に、150ページから153ページにかけまして、第3目 保健体育費でございます。

新年度は7,598万7千円を計上しております。前年度と比較して1,994万2千円、35.6%の増となっております。

増額となった主な要因は、新たに、町独自の支援策として、中学校3年生を対象とした給食費の無償化の実施に伴う増によるものです。

主な予算の内容は、栄養士の配置、学校医等への報酬、給食施設の維持管理、給食費補助金の交付等に要する費用を計上しております。

引き続き、生徒の健康管理に努めるとともに、学校給食の自校方式を維持するなど、子育て支援及び食育の推進に努めてまいります。

続きまして、152ページから157ページにかけて、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費でございます。

新年度は1億2,152万2千円を計上しております。前年度と比較して1,486万6千円、13.9%の増となっております。

増額となった主な要因は、会計年度任用職員の人件費および、給食費補助金等の増によるものでございます。

主な予算の内容は、幼稚園教職員の人件費のほか、幼稚園施設の維持管理や園児の健康管理等に要する費用を計上しております。

引き続き、預かり保育、特別支援教育担当講師の配置、給食費補助金の交付等を行い、子育て支援及び食育の推進等に努めてまいります。

156ページをお願いいたします。

続きまして、第5項 社会教育費でございます。

はじめに、156ページから159ページにかけて、第1目 社会教育総務費です。

新年度は9,003万5千円を計上しております。前年度と比較して185万1千円、2.0%の減となっております。

主な予算の内容は、職員の人件費のほか、青少年健全育成活動に対する支援、学校・地域連携教育支援活動の推進に要する費用を計上しております。

新年度では、いかるがホールを分科会会場として、家庭・学校・地域の連携を深め、児童・生徒の健全育成とPTA活動の向上を目指して開催されます、第74回 日本PTA全国研究大会奈良大会に対して補助金を交付し、支援をいたします。

引き続き、人権教育や家庭教育など生涯学習事業の実施を通じ、本町の生涯学習の振興及び推進に努めてまいりますとともに、町子ども会連絡協議会など青少年の健全な育成を目的として活動されている団体に対して助成金を交付いたしますことにより、その活動を支援し、子どもたちが地域社会の中で健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進いたします。

また、文化・芸術に身近にふれる機会をつくり、本町の文化・芸術の振興を図るため、いかるがホールにおいて、斑鳩の里文化芸術祭を開催いたします。

次に、158ページから161ページにかけて、第2目 公民館費でございます。

新年度は8, 159万9千円を計上しております。

主な予算の内容は、中央・東・西の各公民館の管理運営に係る職員の人件費及び維持管理費、公民館教室の開催などに要する費用を計上しております。

引き続き、身近な生涯学習の場である公民館が、快適で魅力的な施設としてご利用いただけるよう、施設の充実や適切な維持管理等を行うとともに、多様化する学習ニーズに対応できるよう、公民館教室の充実や休日開講、季節限定の特別教室の開講など参加しやすい環境づくりにも努めてまいります。

次に、162ページから165ページにかけてまして、第5目 図書館管理運営費でございます。

新年度は7, 263万9千円を計上しております。前年度と比較して521万2千円、6.7%の減となっております。

減額となった主な要因は、図書館空調設備更新工事の完了により減額となるものでございます。

主な予算の内容は、図書館施設の維持管理、図書館サービスや電子図書館サービスの充実、蔵書の充実等に要する費用を計上しております。

新年度では、子どもたちが身近に本とふれる機会の一層の充実を図るため、町立図書館における団体貸出本や幼稚園・保育園の施設蔵書の更新等の整備充実をすすめるとともに、ブックスタートやボランティアグループの協力による、絵本の読み聞かせなど、本とふれあう機会づくりや、小学生の読書活動リーダーを育成する、子ども司書養成講座など、子どもの読書活動の推進をはかってまいります。

また、電子書籍のコンテンツを含む図書館資料を整備し、利用者への資料提供の充実を図りますとともに、レファレンスや地域に密着したサービスの提供に、引き続き、努めてまいります。

続きまして、第6項 保健体育費でございます。

はじめに、166ページから169ページかけまして、第1目 保健体育総務費でございます。

新年度は1, 240万8千円を計上しております。前年度と比較して53万7千円、4.5%の増となっております。

主な予算の内容は、いかるがの里聖徳太子マラソンの開催に係る実行委員会負担金のほか、スポーツ教室等の開催や各種団体等に対する支援に要する費用

を計上しております。

令和13年に奈良県で開催される、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、機運の醸成と本町での開催種目であるフェンシング競技の普及と振興を図り、本町におけるフェンシング競技の基盤を形成するため、新年度では、フェンシング競技体験会を開催いたします。

次に、168ページから171ページかけてまして、第2目 スポーツ施設費でございます。

予算科目の見直しにより、従前の第2目 健民運動場費をスポーツ施設費に改めまして、第3目 町民プール運営費及び第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費を統合し、新年度では4,978万円を計上しております。

主な予算の内容は、すこやか斑鳩・スポーツセンターをはじめ、健民運動場や天満スポーツグラウンド等のスポーツ施設の維持管理及び運営等に要する費用を計上しております。

引き続き、町民の方の健康増進や体力づくり、スポーツ・レクリエーション活動、さらには町民相互の交流の場として、施設・設備の充実と適正な維持管理を図るとともに、そうした機会の提供に努めてまいります。以上、説明いたします。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について質疑をお受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 159ページの18節、一番上の子ども会連絡協議会補助金とありますけども、子ども会は何団体あるんでしょうか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 斑鳩町内におけます各地域といいますか、単位子ども会のほうでございますけれども9団体となっております。

齋藤委員 9団体で60万円というのは、どのような使われ方をされてるのか、教えてもらえませんかでしょうか。

教育次長 こちら子ども会連絡協議会でございますけれども、子ども会連絡協議会につきましては、次代を担う子どもたちのためになかなか学校なり家庭では得られないようなイベント等を年数回、開催をされております。

また、先ほど申しあげました9団体ということで、非常に各地域の子ども会の数が減っておりますので、子ども会のない地域の子どもの対象に入れるなどして地域のコミュニティ、子ども会活動を中心とした子ども会子どもを中心とした地域活動に今、努めていただいております。

齋藤委員 ありがとうございます。子ども会はなくなったという地域をよく聞きますけれども、やはり地域をまとめるというか、そうするためにはやはり自治会とか防災会とか子ども会とか、そういうのが地域のつながりのひとつになってくるんじゃないかなというふうに思いますので、活性化というか子ども会だけで活性化というのは難しいと思いますけれども、また地域の見守りとか協力だとか、助け合いとか、そういう面でもって子ども会をもうちょっと盛り上げていただくようお願いしたいと思いますので、答弁はいいですので、よろしく願います。以上です。

委員長 ほかにございますか。 溝部委員。

溝部委員 教育費の教育総務費事務局費で、先ほど、不登校対策の充実で、くるむを2回から3回にされるということで、子どもさんの居場所づくりが増えるということで非常にありがたいと思っています。

その中でですね、確認したいんですけど、県立高校を受験するに当たって、内申点が必要になると思うんですけども、今年度の受験ですかね、内申点の扱いについて変更になっていることがあるんじゃないかなと思います。

くるむに通われてるお子さんの内申点とかそういうものというのはどういう扱いになるのかというのは、変更点とそういうものがどうなっているのかというのを教えていただきたいんですけども。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務
課長

まず、くるむにご出席いただいております生徒さんにつきましては、不登校対応に関しまして在籍校のほうと連携をしているということになっておりますので、原則的には在籍校での出席扱いという取扱いとなっております。

評価に際しましては、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度という3つの観点から評価をするということとなっております。

出席扱いとなっていたといたしましても、中間テストであったり、期末テストの受験や毎日のレポートの提出など、こうしたことが全くなければ今の5段階評価というのはいけないという場合もございます。

高校の入学者選抜に関しまして、調査書の内容いわゆる内申、これがどの程度、反映するかによりましては、それぞれの高校が3年生の結果を採用する、また1年生から3年生の結果を通じて採用する、それはそれぞれの高校が裁量権がありまして、具体的な判断基準を決定するということとなっております。

中には私立とかであれば入学選抜試験当日の学力試験の結果を重視されるという高校もございまして、文部科学省におきましても「在籍する学校における出席状況をのみをもって不利益な取扱いをしないように」というような通知をされるなど、不登校であることを理由に高校進学之道が閉ざされることがないようにという方針を強めておりまして、内申がついていない5段階評価ができないということイコール高校に行くことはできないということではないということでご理解いただければと思います。

溝部委員

そしたら急に変わったとかっていうわけではなくて、もともと3年間の内申を見はるというところもあるし、何か私が聞いたのは3年生だけを見るというケースもあるし、あまりそこは重視されないという、公立の学校でもそれぞれが対応が違っているという理解でよろしいですか。

教委総務
課長

高校の方でどの学年の内申点のほうを採用するかということで、裁量権が大きくなったのは今年度の受験からということで、県のほうで方針を決定されたということになってございます。

溝部委員 そしたらそのことについては、くるむに通われてる方もご存じというか、例えばなんですけれども、1、2年生、あまり来られてなかったと、学校に来られなくてくるむに行ってた。だから内申がないであろうと、だから公立高校に進むのを諦めてたけれども、今年度、変わった。だから3年生になったら頑張っ、自分が行きたい学校が3年生の内申だけを見てくれると。だから、自分のところの中学校に戻ってみようみたいなそういう子も中にはいるのかなあと思うんですけども、そういうのは子どもさんも知っているということでしょうか。

教委総務課長 高校進学に当たりましては、各中学校におきまして進路相談のほうを行っておりますので、そうした保護者さんとの面談を経てですね、どの学校を受験したいかということで、その学校における判断基準、募集要領がございまして、その辺りを相談しながら進学先をご検討されるということになるかと思っておりますので、保護者さん、生徒さん、どちらも承知いただいているということで認識はしております。

溝部委員 ありがとうございます。続けてよろしいですか。

ちょっとどの項目で聞いていいかわからなかったんですけども、学校でのネットワーク環境のアセスメントするというふうなお話があったと思うんですけど、今の状況と令和8年の予算というのはどんな感じになっているのか、教えてもらっていいですか。

教委総務課長 小学校と中学校におけるネットワークアセスメントにつきましては、今年の9月議会のほうで補正予算のほうをいただきまして、現在ネットワークアセスメントの調査を実施しているところでございまして、まだ結果が出てるところではございません。

これにつきましては、通信の速度の調査となっております、その結果によりましては国が推奨する通信速度が満たしていないということも考えられます。こうした場合につきましては、ルーターのほうを補強するであったり、通信速度の、帯域幅を広げるであったりというような対応が求められてきますことから、このネットワークアセスメント調査の結果を受けまして、どのような

改善方法が必要なのかということを検討いたしまして、また改めまして新年度予算に、補正予算のほうでお願いをさせていただくか、令和9年度予算のほうでお願いをさせていただくか、その辺りにつきましては調査結果を基に検討してまいりたいと考えております。

溝部委員 中学校の先生とかの結構、一斉に使うような、その学力学習状況調査みたいなのが一斉に使うんですかね。そのときに回線がつながりにくくなったりするようなことがあるんじゃないかということが心配されていたので、そこはお願いしておくのと、あとは特別支援教室とかのWi-Fi環境とかというのは今どんな感じなんでしょうか。

教委総務課長 特別支援教室につきましてはWi-Fiのほうはつながっておるんですが、音楽であったり図工であったり技術の関係であったりという特別教室のほうにはWi-Fiの方がつながっておりませんので、今後この辺りにつきましては前向きにつながるような形で検討してまいりたいと考えております。

溝部委員 ぜひお願いしておきます。

続きまして、169ページの上のほうなんですけれども、国スポで斑鳩町はフェンシングが当たっているということなんですけれども、フェンシングは場所はどこでされる予定なんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 すこやか斑鳩・スポーツセンターの中央体育館での実施を今現在、県の協会等とも詰めて調整をさせていただいているという状況でございます。

溝部委員 その際、関係者の方とか見学される方の駐車場の確保とかというのはどのような予定になるのでしょうか。

教育次長 その辺りにつきましては、今後、令和13年の開催日までの間で一定シャトルバスの関係でございましたりとか、そういうところも含めて調整をしていけ

たらなというところで思っております。よろしく申し上げます。

溝部委員

はい、わかりました。

今回、2月のマラソン大会が中止になったと思います。衆議院選挙が同日に開催されたということで、斑鳩町は投票所までの道を規制してたりとか、またはマンパワーが足りないということで中止をされたと思うんですけども、今、町内で大きなイベントとしてファンランというのと聖徳太子マラソンと二つあって、ファンランのほうも年々人数が増えてると思いますので好評なのかなあとは思うんですけども、やはりその今の体制、マンパワーという十分な体制ではないのかなあと。十分な体制ではないというか、負担が結構、関係者には大きいんじゃないかなということを懸念してます。

これを同日にするというのはやはり難しいものなんでしょうか。

教育次長

ただいまファンランとマラソン大会を分けさせていただいてる、こちらにつきましては交通規制の関係でございましたりとか、あるいは新たに整備をされて、非常に斑鳩町としても、住民、町民の方を中心にご利用いただきたい、斑鳩ため池の周遊道路の関係でありましたりとかそういったところもございました。そうした中で、秋口スポーツのシーズンにご家族あるいは子どもたちが中心に参加をいただくファンランの部と、2月これまでと同じように10キロ、またハーフマラソンということで分けさせていただいて、今、実施をしておるところでございます。

おっしゃっていただいている一日にということになりますと、やはり交通規制等の時間が長くなると。要は当町の場合は町内の道路、生活道路のほうをコースとして利用させていただいている、その沿線の方にもご迷惑を、ご理解いただいてそしてご協力いただいているという状況でございますので、今現時点ではスタッフの方へのご負担というところは当然でございますので、その辺りの解消方法も含めて検討はさせていただく必要はあるかなというふうには思っております。現時点では今の形でよりよいものにしていく、あるいは負担を減らす形は取れないものか、引き続き、検討していけたらなというふうに思います。

溝部委員

職員さんのその準備とかの時間も含めて結構、負担があるんじゃないかなというふうにはちょっと思ってますので、そこも含めて、ご検討いただけたらと思います。

最後、健民グラウンドの施設管理というところで、施設管理というところには草刈りとかの管理とかも含まれてるんじゃないかなと思うんですけども、健民のテニスコートの施設内の草がすごく繁茂しててボールとかが非常になくなると。探しに行きたいけれども、そこに書いてある「マムシに注意してください」というような貼り紙があると。そうすると探せないとなってくるので、管理をするのにしっかりと年間で何回で、草刈りをするのかとかというのもしっかりと決めていただいて予算を確保してほしいという住民さんからのご要望があるんですけども、その辺りの考え方を少し教えてください。

教育次長

おっしゃっていただきました健民グラウンドのテニスコートの草刈り等につきましては、これまでシルバー人材センターさんのほうにお願いしておったという経緯がございます。そうした中で、シルバー人材センターの方の登録をされてる、いわゆる実際に草刈りをしていただく方の人数の減でありましたりとか、例えば、その状況等によりまして請負が難しいというようなお声がありました。

そうしたことから、今現時点ではシルバー人材センターに委託することができないというような状況になっているところがございます。今、ご指摘いただいているようなご不便をおかけしているというような状況については大変申し訳ないなというふうに思います。

そうした中で今現在、今ご指摘をいただいているスポーツ施設のみではなく、他の町の施設も含めまして、各担当課のほうで相互に協力をしながら、現時点で職員により対応しておるといった状況でございます。そうした中で各施設の維持管理にも努めているところでございます。

維持管理ということで委託を出すということになりますと、民間事業者等を含めましていろいろな多額の費用も見込まれるところがございますので、今現在、相互に協力しながらということで、時期も見ながら対応しておりますので、引き続いて、ほかの対応方法等も何かないかというのを模索検討しながら、引き続いて、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、

よろしくご理解のほうお願いいたします。

溝部委員 職員さんに行っていただくというのは、それはそれでまた大変やなと思えますので、経費を削減していただくのは本当にありがたいことではあるんですけども、そのシルバーさんが草刈りがなかなか難しいというのは健民だけじゃなくてほかの町内で施設なんかでも同じようなことが起こってるというのも聞きますので、職員さんが行ってくれるのはありがたいですけど、またお金がかかっても適切な管理ができるように、またどこかに発注していただければお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございますか。 奥村委員。

奥村委員 予算の概要の13ページと14ページそれから予算書では145ページかと思えます。

小学校・中学校のそれぞれ特別支援教育の充実というところなんですけども、今回、斑鳩西小学校・中学校それぞれに階段昇降機を設置されるということで、これは大変すばらしい取組みだと思います。この取組みは今現在、在籍されている児童生徒さんへの対応なのか、これから入られる児童生徒さんへの整備なのか、これを教えていただきたいと思えます。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 こちらにつきましては、小学校については斑鳩西小学校、中学校につきましては斑鳩中学校を想定しております、いずれも現に在籍されている児童生徒への対応となります。

加えて、斑鳩西小学校には来年度、肢体不自由の児童が新しく入学をされる予定でありまして、この児童も階段昇降機を使用されるということを想定してございます。

奥村委員 ありがとうございます。安心してご利用ができるかと喜んでおります。そして次の質問なんですけども、今回のこういう階段昇降機を設置されると

ということで、支援員さんの配置とか教職員さんのサポート体制など、特別支援教育の充実にどのようにこれをつなげていかれるのか、お伺いしたいと思います。

教委総務
課長

今回、階段昇降機の導入に際しましては、安全かつ円滑に使用ができるよう教員に対しまして、納入業者から使用方法につきましての研修の実施を予定しております。

また、斑鳩西小学校におきましては肢体不自由の児童が複数、在籍されるということになりますことから、新年度を新たに町独自の加配として介助支援員を1名配置してまいりたいと考えております。

そして特別支援教育の観点といたしましては、階段昇降機を導入させていただくことによりまして、障害のある児童生徒が円滑に校内を移動できるという環境の実現につながるものであると考えているところでございます。

奥村委員

ありがとうございます。これで安心して子どもたちが学校生活を送れますようによろしくお願いいたします。

委員長

ほかにごございますか。 伴委員。

伴委員

169ページの私も少しこのマラソンについて、先ほど、同僚議員の意見も私、意味として分からんでもない。2度に分けることによって負担というのがある。

ただ、参加させていただいて、全く選手の、ファンランのほうはほとんど斑鳩町にお住まいの方がほとんどで、逆に聖徳太子マラソンといいますか法隆寺マラソンのほうはもう町内の方がほとんど顔見知りがない。町外また遠方から来られてる。だから全くその辺が違うんですね。目的も違う。走るということは一緒なんですけど、それに対する目的も違う。

それと、他の私いろいろな、大概、1シーズン10レースは私自身、出てるつもりなんですけど、昼からの競技って、過去、斑鳩はありましたけど、ほかのところでは経験ないんですわ。

これなぜかなと思ってるんですけど、たぶん、市町村が主体となってるや

つ、県であったとしても、結局やはり観光といいますか、走った後、非常にそういうような目的があるん違うかなど。

午後からですと、やはりどうしても夕方になってしまって、そしてもう帰るというような形になってしまうんですけど、昼頃に終われば、特に遠方から来られた方は、結構そこでいろいろな楽しみ方、お風呂に行く方もあれば、もちろんお昼ご飯を食べるし、そしていろいろな形がある。

だからやはりただ単にマラソン大会でなく、やはりそういうような形の部分があるので、やはりこれ非常に両方は大変だと思いますねんけど、少しそういうような部分、今の体制の良さという部分もありますので、その辺りも検討するというお話が先ほどあったので、逆にそういう面もまたちょっと考えていただきたいなという今の体制の良さといいますか、その部分も考えていただきたいなと、これは私も話というか思いだけ言っておきます。

質問として、171ページの町民プール助成金、真ん中ぐらいの18節ですか、これは三郷のプールが非常に混み具合があって除外というような形の説明を受けたんですか、その後、それになったことによって、これに対する利用者の状況というのを教えてください。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 町外プール利用助成金の関係でございます。

まずこちらのほう令和5年度から町民プールの中止に伴う代替事業として開始をさせていただいた事業でございますが、令和5年度の実績で申し上げますと、トータルで5,400人の方が利用されたと、助成金の利用をいただいたというところでございます。

その内訳でございます。県民プールのほうが奈良県の県営プールが3,475人、三郷町の今、委員おっしゃっていただいたウォーターパーク町民プールが1,925人ということで合計5,400人の方がご利用いただいたという状況でございます。

その翌年につきまして、今ご指摘いただいたとおり、三郷町のウォーターパークのほうを対象外とさせていただいたことによりまして、県営プールのご利用が4,042人、令和6年度はそのようになっております。令和7年度、今

年度でございますけれども、同じく県営プールのみでございます。4, 100人の方がご利用いただいていると、今、状況としてはそういう形になっております。

伴委員

その辺で利用者の声としてどうですか。

これを続けてほしいといいますか、これは非常にいい感じだということで、その利用者の声というのがもし分かれば教えていただきたいんですが。

教育次長

こちら令和5年度から始めさせていただいて、その時期になりましたら、また当町のほうが広報、いつからですかとかいうような形でお問合せもあるような状況でございます。特段この事業に関しまして苦情といいますか、反対のご意見等もいただいてないという状況でございます。ご家族の方含めまして令和6年度からは、大人1人の利用券に対して子ども3名まで無料というようなことで子育て支援の観点から内容拡充もさせていただいているところでございまして、町としましてはご利用者の方に喜んでいただけているというふうに認識をしているところでございます。

伴委員

どうしてもやはり三郷であれば自転車、チャリンコである程度の年齢であれば行けるけど、それが難しくなって車でないといけない。その分を心配しておったんですが、苦情等も入ってないのであれば、そんな形でいうような感じがいたします。

続きまして、この下の町民プールの運営費が廃目になって、ほかのところと違いますか違うところに入ってきて少し数字が見にくくなったんですが、実際、前年度までのこの285万円ですか、この金額というのはずっと経費としてかかっているのか、それとも固定費のかかるものを外して身軽といいますか、もう置いてあるだけにしているのか、この辺り少し教えてください。

教育次長

こちら前年度の285万5千円のうち、ただいまご質問いただきました町外プールの利用助成の方が277万2千円、このうちの285万5千円のうち277万2千円が町外プールの利用助成の予算となっておりますので、今、言っていたいただきましたように火災保険であったり最低必要な分だけを助成金以外の

予算として計上させていただいているという状況でございます。

伴委員 いつもプールの前を通ることが非常に多いので、法隆寺インターに行くまでに非常に日に日に表現をもうはっきり言いますと、朽ち果てるような形に建物というのは傷みが早い、使わないと痛みが早いなどというのがありますので、その辺りいいタイミングで判断していただければと思います。 以上です。

委員長 ほかにございますか。 木澤委員。

木澤委員 予算書の141ページの文化芸術スポーツクラブの指導員謝金のところですが、令和8年度から土日祝日のクラブ、部活についてこういう形でやっていくということで、指導員を募集するというふうにおっしゃってましたけども、その募集の状況を教えていただけますでしょうか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 文化芸術スポーツクラブのうち直営型クラブにつきまして、指導者の募集を行っている状況について総務委員会のほうでもご報告をさせていただいていたところですが、現時点で今、斑鳩中学校また斑鳩南中学校で土日の活動をしている部活動、これは19部活動あるんですけれども、こちらを対象に指導者の募集を行いまして、それぞれ2名以上の指導者のほうが原則的には集まってきているということで、現時点で合計49人の指導者の方に直営型クラブといたしまして登録いただいているという状況でございます。

木澤委員 そうすると1クラブ2人以上ということで、確保できたということを理解していいですね。

この指導員の資格というか、研修を受けて指導員として指導できるという形になるのかなと思うんですけど、その研修的なものというのは県が行うものなのか、どういったものになるんでしょうか。

教委総務 指導員の研修につきましては、今年の4月に実施を予定しておりまして、町

課長 のほう独自で実施をさせていただきます。

座学によるパワハラであったりセクハラであったりの対策、また安全対策、こういったことにつきましては座学のほうで町の職員が講師を務めて実施をすると。

またAEDの使い方につきましては、消防署のほうから講師を招きまして研修のほうを実施するという形態で予定しているところでございます。

木澤委員 もともとだから学校で部活で教えておった先生なんかは技術的なものを持っているんでしょうけど、専門的な技術の面に関してはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

教委総務 こちらにつきましては面接のほうを実施をしております、指導者のご登録をいただいた際に、指導歴があるかもしくは競技歴があるかということを要件にしておりまして、その面談を通じまして、どのような指導を行っていきたいのかということも確認をしているところでございます。

木澤委員 わかりました。あとですね、143ページのところのこの扶助費のところ、要保護・準要保護の生徒利用料援助費というのが、これがいわゆるさっきの文化芸術スポーツクラブの費用負担1,000円の分になると思うんですけど、これ人数は何人を見込んであるんですか。

教委総務 こちらにつきましては自主運営型クラブに参加する方のうち要保護世帯・準要保護世帯に対する援助費となっております、予算としては4人を見込んでいるところでございます。

木澤委員 これは利用希望なんかを取った上で、実数として把握した分で予算計上されているということでしょうか。

教委総務 こちらにつきましては、まだ自主運営型クラブの参加者というのはどの程度おられるのかというのはわからない中で、直営型クラブのほうの数から実際、見てみた割合として4人ということで実数を取っているわけではございませ

ん。

木澤委員　そしたら実際に募集したときに、これを超えた場合についてもきちんと対応いただけるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

教委総務課長　そのような場合がありましたら、流用もしくは補正予算のほうをお願いさせていただいて適切に対応してまいりたいと考えております。

木澤委員　はい。わかりました。

そしたらですね、そのページ、143ページの一番下のところの長寿命化のところですね、斑鳩小学校からまずやっていくということで、校舎についてはそういう形で長寿命化改修という対応をされるということで、それは結構なことなんですけど、プールですね、今般、夏の猛暑なんかで直射日光に照らされるような状態でプールの開催ができないという中で、そのプールの運営について、プールそのものの改修に当たっては、今後、対応が必要な改修の検討が必要かと思うんですけど、方針的にはどんなふうになっていくんでしょうか。

教委総務課長　プールにつきましては、今後またこの長寿命化改修の中で、どれまでの更新が必要であるのかということを検討していくことになろうかと思えます。改修が必要なのかどうかということも含めてでございます。

全国的にはプールの授業を減らしていくというようなところ、または民営のプールを借りて実施するというようなところもございますので、この辺りにつきましては調査研究もさせていただきながら、今後のプールにつきましてはどのようにしていくのか、例えば、ひとつの小学校、中学校にプールだけを統合していくことも考えられますので、その辺りにつきましてはこのプールの状況も見ながら、今後、方針のほうをこちらで検討させていただいてまたご相談もさせていただければと考えております。

木澤委員　以前、溝部委員が質問してはったと思うんですけど、民間のプールについてはなかなか近隣にないというふうにおっしゃってたので、そこも当然いろいろ探していただくことも含めてになるかと思えますけど、まず第一義的にはやは

り児童生徒がきちっとプールを利用できるようにということの改修が必要かと思えますけど、先ほども触れてましたけど、町民プールについても、今、休止状態の中で、一旦、夏休みに学校のプールを利用して入ってもらおうという形ではやりましたけど、それはなかなか運営が難しいということですが、今後、プールの改修ということで、町民プールなんかの運営と両立できるような形も含めて検討していけないのかなと。

例えば、先ほど課長がおっしゃったように統合していったら、小学校で使う分にはどここの小学校のプールを利用すると。開いているところは町民の皆さんに開放するというような形も検討できるのかなというふうに思いますので、第一義的にはやはり子どもたちのためのルールですので、そのような形での改修を行っていくべきですけど、併せてやはり検討していただきたいと思えますので、お願いをしておきます。

147ページの給食無償化の話なんですけども、今回、国のほうが1か月当たり5,200円出してですね、小学校給食を無償化するというので、斑鳩町の場合はその5,200円を超えるということで、超える部分も町が負担しますという点については評価させていただきたいと思うんです。

今回いただいた資料の中では、国が2,600円の県が2,600円という負担が書かれていたんですけど、これは国のほうが全額出すということで理解してよろしいでしょうか。

教委総務
課長

国の制度設計のほうでは国が2分の1、都道府県が2分の1という設計とされておりまして、都道府県に対しましては国から後ほど交付金のほうで充当するということになりますので、実質、国の会計をもってということを検討されてるということでは報道等をもって聞き及んでいるところでございます。

木澤委員

奈良県の場合は、もともとアンケートで市町村と県とで半分ずつ負担してやりませんかという声があったかと思うんです。実質的に今回、県交付税で補填されるということなので、斑鳩町みたいに国の基準を超えてしまう分について、例えば、県に負担を求めるとかというようなことはできないんでしょうか。

教委総務

この辺りにつきましては県の制度ですので、現時点をもちまして県がどうい

課長 う方向を持ってるかということについて申しあげることにはできないんですけども、中学校のほうで今回、町で独自で無償化していくということも含めて、県のほうには何らかの支援のほうについて今後も求めていきたいということで考えております。

木澤委員 斑鳩町は本当によくやっていただいているというふうに思いますんで、やはり県のほうとも協力してこうした無償化を進めていけるようにしていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

実際、今回、中学校のほうは完全に町の持ち出しですけど、小学校のともと町が給食補助金を出してましたよね。で、町がしていた負担と今回、無償化になって国からお金が来たということで、町の負担というのはどういうふうになったのか、教えてもらえますか。

教委総務課長 こちらにつきましては現在、保護者の方からひと月当たり4,200円の負担をいただいているという中で、小学校に対しましては1食当たり90円の補助を行っているという状況でございます。

来年度から国のほうで5,200円の補助がなされるということに伴いまして、町の独自としての補助金につきましては1食当たり40円に下がるということになってございます。

また、準要保護世帯に対する給食費の援助につきましては、町の単費でやっておりますけれども、こちらにつきましては国の今度の無償化の対象になるということになりますので、こちらも実質的に国の補助となります。

また特別支援教育児童給食費援助、これにつきましても、同じく国の方の給食費の交付金対象になるということになってございますので、この分の町としての支出を組んでいたものが、今回の国の無償化支援の交付金で対応できるということで、町の負担としては圧縮されているという状況でございます。

木澤委員 ざっとした金額って分かりますか。

教委総務課長 令和7年度と令和8年度における小学校費における差引き額といたしましては約1,730万円減額となるという見込みでございます。

木澤委員 その部分を使って中学校給食について無償化していただいているというふうに思いますが、仕組みというか金額の流れについてはわかりました。

あと幼稚園のほうも少し確認させていただきたいんですけど、幼稚園給食については、もともと1食75円補助してたのを35円増やして105円にするということなんですけど、保護者の負担というのはどういうふうになるのか、教えてもらえますか。

教委総務課長 保護者の方の負担につきましては、今212円、1食あたりご負担いただいております。こちらにつきましては来年度、令和8年度におきましても同じく212円のご負担いただくことを予定しているという状況でございます。

木澤委員 そしたら35円分は完全にもう物価高騰で食材費が上がるからその分でということに理解していいですか。

教委総務課長 こちら幼稚園につきましては、工場のほうでつくって幼稚園のほうで温めるという形のクックチル方式を取っております。今回その工場のほうから令和6年度と令和7年度については価格が据置きだったんですけども、来年度、上がるということで、これにつきましては食材費とそれに係る人件費の分ということで、今回の町の補助金の35円増につきましては食材費からするものということで、増額をお願いさせていただいたというものでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 少し質問し忘れましたが、東幼稚園、152ページの幼稚園のところになるんですけど、非常に園児数を心配しております。

園児数が下がっていく、そういうような傾向は大丈夫でしょうか、ちょっとその辺り教えてください。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 東幼稚園の来年度の入園の見込み数ですけれども9人ということで、今年度
課長 の入園児が15人でありましたことから6人の減少ということで、やはり東に
つきましては少し減少傾向が続いているということでございます。

伴委員 西も正直言ってもうすぐに、やはり国の制度が変わってから、もう5人、6
人というような形。それもご兄弟、兄弟姉妹がおられる方しか募集、もう来ら
れないぐらいの状況になりまして、そして判断していただいて、今の民営化の
こども園というような形で、すごい人気あります。

だから、もしこれが非常にこれは難しいなというときには、早い目に判断と
いうのをしていただきたい。町営は町営の良さがあると思います。だから続け
られるものであれば、それはその良さというものがあるんですけど、やはり
時代の流れによって、特に国の制度によって、もう使命、駄目になったとは思
いません。正直で使命を終えたというような感覚でその辺、判断していただい
ければと、これはお願いしておきたいと思います。

それと同僚の委員からプールの話がありました。確かにプールの授業って難
しい状況になってると思います。質問を聞いてるときに、町民プールの最後、
コロナの前ですわ。もうぐるり全部、歩けないので、人工芝かグリーンのやつ
を敷いてもらって、プールサイド全部、裸足で歩けないような。それで入る
と、もうお湯の状態に水を入れていただいていますねん。冷たい水を入れて、も
う流し水にしてもおてんねんけども、もう湯のような状態。特に子ども用のプ
ールなんかは入れる状態ではない。こんな状態になっておりましたので、正直
言って検討していただくなら、ほんまにドームのような形でないと難しいな
と。正直言ってそういうようなもう気候状況になってしまっているというの
を、最後の町民プールするとき、もう昔と大きく変わったなというのを感じまし
たので、判断としてはそういうような形を考えて。

それが難しければ、1か月しか利用できない。プールの授業そのものがなら
んかの形で考えていただかないと、このように思います。

単に今のプールを何とかというのはなかなか難しい。天気の良い日やったら
火傷しますわ。正直言うて、ビーチサンダルで歩けば歩けますけど、プールか
ら上がってきたときに、もうぬれてるわ暑いわという形になってましたので、
その辺りもよく検討して、本当にけがになってしまうような状況がありますの

で、その辺りまた、それよりひどくなってきてるので、気候状況が。その辺りもよろしくお願ひしたい。それだけ言っておきたいです。以上です。

委員長 ほかに。 溝部委員。

溝部委員 今、町内の体育施設を利用した場合に、施設使用報告書というのを提出することになってると思うんですけども、これの効果というか、その狙いと結構、膨大な量やと思うんですけど、そういう保管というのはどうされてるのか、教えてほしいんですけど。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 報告書を出してる効果いうところではありますけれども、学校施設を利用いただいているというようなこともございますので、こういった形でご利用いただいたのか、事件であったりとかそういったことも後ほどの検証のためにお出しをいただいているというところがございます。

それとあと保管に関しましては、関係して出していただいたものを体育館のほうで保管をさせていただいているというところがございます。

溝部委員 どれぐらい保管してあるのか。すごい数のように思うんですけど。

教育次長 こちら特段、問題がないようであれば、その日どういうふうな形でお使いいただいて、後ほど確認をさせていただく必要がないのであれば1年程度で処分はさせていただいているというところがございます。

溝部委員 その内容の項目の中に、ごみを持って帰りなさいよとかそういうところがあるんですけど、まあまあごみが残っているということが結構多くて、どういう効果を思って、その紙を渡してはるのかちょっとよく分からないんですけども。なので、その紙だけでも結構な数やと思うので、実際、なんか紙がもったいないなあという思いもあるんですけども、何か少し狙いのところがあるんやったらあれなんですけど、何かもうちょっと違う方法がないのかなあとも思う

んですけども、その辺いかがですか。

教育次長　こちらにつきましては、やはりこういった形でご利用いただいているのか、後ほど何か事件、事故ですかね、等が発生した場合の関係もございますので、やはり一定、報告書というようなものはお出しただきたいないうところがございますけれども、その内容でございましたりとか提出方法でございましたりとか、その辺りは少し今現状がどういう形なのかも改めて確認をさせていただいた上で、ちょっと検討させていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長　中川議長。

議長　さっき溝部委員の質問で、中学校の技術また美術室のWi-Fiの環境整備について、仲村課長は「前向きに検討したい」という答弁だったけど、その点について、山本教育長、答弁いただけますか。

委員長　山本教育長。

教育長　このことについては、議長のほうからもお話もいただいて、また中学校の校長ともお話をさせていただいて、学習とか、技術室、美術室、音楽室、そこをターゲットにピントを合わせてお話をしたいと思うんですけど、そこで使用するときに、例えば、タワー型のWi-Fiを緊急対応としては持って行って使っていていただくということも可能なんですけど、そうではなくて、体育館もそうなんですけれども、今の時代はコンピュータというか、タブレットを持って、例えば体育の授業でも一人ひとりの体育の授業をタブレットでおさめて、子どもがそのタブレットで自分の競技を見て、どこがまずいのかというのを見ながらの授業もやっているのが現状です。

ですから、そういう特別教室並びに体育館については、できるだけ早くつきたいというのが本意でございます。

ただ、5校になりますので、5校というのはすごく高額な金額になりますので、その補助も含めて調査もしたいと思っております。

生駒郡内を見ても、体育館のクーラーもそうなんですけども、学校内にWi-Fiが入ったというのはすこぶる早かったと思うんです。早かった背景の中で高額な金額がかかるということで、早急にやはり必要になるのが教室であるというところから始めたところがありますので、今、議長述べる部分につきましては、さっき課長のほうが「前向きに検討する」という話がありましたけども、そのとおりでございます。早急に補助がもらえるものは補助もいただきたい部分がありますので、前向きに検討していくつもりですので、よろしく願いします。

中川議長　私は前向きに検討するという事をお答えをいただいたと思ってないです、認識として、整備しますということをお約束してもらったという認識でいてんねん。だから今の前向きに検討ということは、するかせえへんか分からへんという答弁ですやろ。

教育長　整備する方向で動いているということでございます。

委員長　ほかにございますか。

(な し)

委員長　これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結します。
以上で、教育委員会事務局所管に係る予算についての審査を終わります。
以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の予算の審査を終わります。
審査結果についてとりまとめのため、15時40分まで休憩します。

(午後3時21分 休憩)

(午後3時40分 再開)

委員長　再開します。
それでは、これより、議案第12号から議案第16号までの5議案につきま

して、順に採決してまいります。

初めに、議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算について、お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を申しあげます。

令和8年度は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに子ども子育て支援金制度が創設され、所得割で0.31%、均等割で18歳以上の被保険者は1,900円が負担増となります。

政府は現役世代の負担軽減を掲げながら、被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、すべての医療保険に子ども子育て支援金を上乗せして徴収します。税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませて収奪するという極めて異例で筋違いの制度です。少子化対策の加速化プランの財源として総額3.6兆円のうち1兆円をこの支援金で賄うとしていますが、子育て支援を本気で強化するなら国庫負担で対応すべきだと考えます。そもそも子育て支援は社会保険の対象でなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体い疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。医療と無関係の政策を保険料に上乗せする必要性はなく、制度の枠組みを捻じ曲げて新たな負担を課す今回の方式は合理性を欠き、

深刻な欠陥を抱えています。この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険性があります。今回、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については県の方で基金を取り崩し、値上げ抑制を図ったという点については一定、評価できるものの、子ども子育て支援金という筋違いな負担を新たに導入し、被保険者の負担増となる今回の予算案には賛成できないということを申しあげまして私の反対意見とさせていただきます。ご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。 宮崎委員。

宮崎委員 それでは、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

令和6年度から、奈良県内の国民健康保険税水準が統一され、奈良県が定める運営方針に基づき、国民健康保険が、公的医療制度として、安定的に持続可能なものとなるよう、県単位で運営が進められてきております。

また、国民健康保険事業費納付金については、奈良県が基金を投入することで、被保険者の負担増を抑制しているところでもあります。

こうしたことを踏まえて、今回編成された本特別会計予算は、収支の均衡がとれたものとなっていることを考慮しますと、反対すべきところは見当たらないものと考えます。

町におかれては、引き続き、国民健康保険財政の健全化に努めていただくよう要望して、賛成意見といたします。

委員皆様のご賛同、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 これをもって、討論を終結します。

本案については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長 賛成多数であります。

よって、議案第13号 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてお諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

令和8年度は保険料率の見直しが行われ、医療分の均等割では51,500円から57,100円へ、また所得割では10.55%から10.63%へと引き上げとなります。さらに子ども・子育て支援金分が導入され、所得割で0.25%、均等割で1,400円が新たに追加されます。これらの改定により、一人当たり年間で10万6千円もの値上げとなります。

前回の改定時に、出産育児一時金のための財源をまかなうとして被保険者一人当たり年間で629円の負担増が盛り込まれました。今回も法改正により、新たな負担が導入されます。

先の反対討論で申しあげたとおり、医療保険への子ども・子育て支援金の新たな負担の導入は筋違いなものであり、認める訳にはいきません。さらに今回は医療分についても負担増となり、後期高齢者にとっては2重の負担増となります。

近年、物価の上昇に対し年金の給付が追いついておらず、暮らしが大変な高齢者に対し、理不尽な負担を求める内容が含まれたこの予算には大きな問題があると考えます。

後期高齢者医療特別会計については、なかなか町の裁量が及ばない点については理解していますが、以上のことから、議案第25号には賛成できないことを申しあげまして、私の反対意見とさせていただきます。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。 齋藤委員。

齋藤委員 議案第15号 令和8年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、法令の規定により、県内の全ての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、県全体の医療に要する費用の推計をはじめ、保険料率にかかわる事項は、すべて広域連合において決定がなされるものであります。

令和8年度の本町の特別会計予算については、そうして決められた保険料の総額や軽減に必要な財源等について、適正に予算計上されているものであります。

なお、広域連合においては、将来の医療給付の増加に伴う保険料負担も考慮しながら、剰余金を活用し、保険料の上昇を抑制されており、被保険者への配慮もなされていることを申し添えます。

以上、私の賛成意見とさせていただきます。委員皆さまのご賛同、よろしくお願いいたします。

委員長 これをもって、討論を終結します。

本案については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算についてお諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました令和8年度の予算審査はすべて終了しました。

なお、当委員会の審査結果報告については正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町長

(町長挨拶)

委員長

皆さんには、2日間にわたり熱心に審査を賜り、誠にありがとうございました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(午後3時52分 閉会)